

# 報告事項NO.7 資料1

## 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」に関する

### パブリックコメントの結果について

#### 1 概要

本市では、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、市民館・図書館においては、社会状況の変化や市民ニーズの多様化等への的確に対応していくことが求められており、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、施設運営等の方向性を示しました。

その方向性の目的を推進するため、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、464通（意見総数521件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

#### 2 意見募集の概要

題名	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について
意見の募集期間	令和4（2022）年6月1日（水）～令和4（2022）年6月30日（木）
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォームを含む）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市政だより（令和4年6月1日号掲載）</li><li>・市ホームページ</li><li>・紙資料の閲覧<ul style="list-style-type: none"><li>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所</li><li>教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課 等</li></ul></li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・紙資料の閲覧<ul style="list-style-type: none"><li>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所</li><li>教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課 等</li></ul></li></ul>

#### 3 結果の概要

意見提出数	464通
(内訳)	
電子メール（ホームページ専用フォーム含む）	87通
FAX	49通
郵送	315通
持参	13通
意見総数	521件

## 4 御意見の内容と対応

市民館・図書館への指定管理者制度導入についての意見の他、職員の専門性についての意見、平和・人権学習等の社会教育振興事業への意見等が寄せられました。

多様な世代の利用を促進するための現在の取組について加筆するとともに、これまで通り図書館法に則った館運営を求める意見が多く寄せられたことから、その意見の加筆を行い、用語・用字の修正を行った上で、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定します。

### 【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯 に関すること				3		3
2 今後の市民館・図書館の目指す方向性に関すること	1					1
3 管理・運営手法の検討に関すること				136	4	140
4 指定管理者制度導入（市民館）にあたって に関すること		1	3	11		15
5 指定管理者制度導入（図書館）にあたって に関すること	22		2	262		286
6 その他に関すること			5	50	21	76
合 計	23	1	10	462	25	521

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯に関すること（意見数3件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	「あり方」を令和3年度に策定したとなって いるが、現場の職員と共に、市が検証作業を行 い、次世代へ引き継いで行くべき成果と課題を 明らかにしたものを作成し、概ね10年後の未来を 見据えた「理念」を掲げ、策定されたのですか。 その作業と検証の結果、次世代へ渡す課題と提 案も示した「成果文書」は、誰が、いつ確定した のですか。このパブコメの前に、策定した案と共に、 市民に事前公表したのですか。これでは、市民 が自動的に判断できないからパブコメを出す には不十分、と言わざるを得ないです。改めて 市民の意見を広く集め直し、民間委託を前提に しない案を提示すべきです。	「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、10年後の未来に向けて市民館・図書館の今後の目指す方向性を示したものでございまして、パブコメを経て令和3年3月に策定し、公表したものでございます。パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	D
2	現状を変更するのだから、現状の問題点、そ して目標が必要でないかと思いますが、どちら も明確には理解できません。まず、市民のニーズの 変化とありますが、具体的にいつ頃と比較して どのような点が変化しているのか。また、その変 化に対して、社会教育施設は、どのように在るべき なのか。この2点が、抽象的なので、現状を変 更する必要性が見えません。どちらも具体的に 箇条書きにし、優先順位を付けた上で、検討して いくべきです。図書館についても市民館と同様 に疑問が残ります。	現状や課題、あるべき姿などにつきましては、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」でお示ししており、「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」につきましては、その「あり方」に基づいて策定しております。	D
3	市民の生の声・意見を聞く場を設けてほしい。 結論ありきの進め方は、やめてほしい。市民館や 図書館は身近なところにあって、小さい子を育て ている若い人たちが気軽に来るのが良いと思 いますが、川崎市には、そういう場が少ない。 もっと作って欲しい。そこでは市民と職員のお しゃべりがあったり、情報交換したりでき、職員 は市民のニーズをキャッチする感性が磨けます。 こうした相互作用の積み重ねが信頼関係を 生み出します。文化の土台はそこから培われる と思います。	本考え方の作成にあたっては、中間とりまとめを作成し、関係団体等に直接ご説明を行い意見交換を行ってまいりました。そのうえで案作成後パブリックコメントを行うとともに、中間取りまとめ時の説明団体を中心に再度説明及び意見交換を行っているところでございます。市民館・図書館が市民の皆様により身近に感じられる施設となるよう、制度設計を行ってまいります。	D

## 2 今後の市民館・図書館の目指す方向性に関すること（意見数1件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	市民館の利用者が減っている、また利用者が偏っているとありますが、それに対して「若い世代の参加者」を増やすような努力をどのようにされたのでしょうか。努力されても増えないなら、具体的にどのように考えればよいのか、その点の説明が全くありません。	多様な世代の利用者の利用促進は重要なことと認識しており、「今後の市民館・図書館のあり方」でも「あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進」の方向性をお示し、それぞれのライフステージに応じた講座のテーマ設定等により利用促進に取り組んでいるところであることから、2（3）市民館の現状・課題に現在の取組等を加筆いたします。今後も未利用者層への訴求効果の高い自主事業を推進してまいります。	A

### 3 管理・運営手法の検討に関するご意見（意見数140件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	指定管理者には、少し暖かみが足りない。	指定管理者制度導入後におきましても、これまでと同様な市民サービスを継続できるよう市がこれまで培ってきた経験や手法等を、研修などを通してしっかりと継承していくとともに、区域での新たな市民サービスを構築してまいります。	E
6	市の施設は、市の責任で管理運営してください。 民営化、民間委託に絶対反対です。	現在、川崎市の施設につきましては、青少年教育施設、保育園等で指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っております。市民館等につきましても、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市の責任において、指定管理者制度の導入を進めてまいります。	D
7	「市民館・図書館の効率的・効果的な管理運営手法を行う」とあるが市民館等は効率的・効果的な管理運営手法を行うためにあるのではないので、この（案）は教育基本法に違反している。 (同趣旨ほか2件)	市民館・図書館につきましては、管理運営手法に関わらず、これまでと同様に教育基本法等の関係法令に則り、サービスを提供してまいります。	D
8	本案では、SDGsの提案がなく、今回、検討課題にさえ入っていない。本案は民間委託に変更するに当たり、社会情勢の激変、災害や環境変動、人口減少などを強調し、市民館・図書館の管理・運営を民間委託する必要を訴えるが、SDGsに注目すべき。SDGsへの意識が見られない。 (同趣旨ほか1件)	本考え方は、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の具現化に向けた管理運営手法についてお示ししたものでございますが、あり方の中で、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を関連施策として位置づけており、連携しながら取組みを進めてまいります。	D
9	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいた、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保する、税金が安くなるなど具体的な数値目標が書かれていません。逆に高くなつた場合の責任の取り方、責任者の名前の明記がない。市民が判断できない（案）になっており、これはパブコメを取るに値しないもので、作り直し、再度提示すること。	指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく、広がる市民ニーズに的確に対応していくための手法として導入を進めるものですが、財政効果等につきましても今後精査してまいります。なお、パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	D
10	社会教育施設（市民館・図書館）は、個人の尊厳を大事にする施設である。それに則った、（案）を追記し、再度提出すること。直営でも指定管理でも、個人の尊厳を大事にする、人員の教育や体制をどうやっていくかを（案）に盛り込んでください。そうしないと川崎市の社会教育の趣旨に反するし、民主主義が崩壊する。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法、社会教育法、図書館法等の関係法令を踏まえ、市民ニーズを的確に把握し、その対応を図るため、本考え方を作成しました。人材育成については「導入にあたっての視点」に記載しております、体制については今後検討してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	本案は、市民がわかる内容になっていない。どうして指定管理にするのか。市民ミュージアムのように水没させて指定管理のようなことが起きた場合、直営にもどすのか、うまくいく例とうまくいかない例をあげた評価尺度の基準が明確になっていない、うまくいかなかった場合の責任者は市長なのか教育長なのか、責任の取り方を含め、いくら税金を使う、費用が増えるか減るのかをはっきりさせて、作り直して欲しい。	本考え方は、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウやマンパワーを有効に活用するため、指定管理者制度の導入を進めるものです。導入コストや財政効果等につきましては、引き続き精査してまいります。	D
12	「市民のニーズ」をどのように調査し、市民の声を集約したのか分からぬ。また、市民ミュージアムの収蔵品水没事故は指定管理制度に起因するのではないか。市民の財産を喪失した原因と対策が市民に示されていない。図書館は市民にとって「知の宝庫」、市民館は市民の社会教育の場であるため、営利を目的とする企業に委託することは市民にとって有益ではない。集客数や利潤の出る図書館経営を求めれば、図書選択や市民参画事業の偏りが危惧される。	「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者のヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めました。市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。市民館・図書館の事業につきましては、サービスの向上を図り、モニタリング体制を構築することで、公共性を担保してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	本案は、説明が不十分であり、パブリックコメントの募集を開始したのは拙速です。中間取りまとめからこの案に至ったプロセスを、市民に向けて公開し、疑問に応えてください。指定管理者は、一定期間で契約が見直されるため、業者が変わった場合、民間企業の事業内容は、企業秘密として引き継がれません。民間でノウハウの継承ができるのか疑問です。直営で、ノウハウを市がしっかりと継承すべきです。	本考え方は、施設利用者や関係団体の皆様と議論を行うことができるよう中間取りまとめを作成し、直接説明を行ってまいりました。その後の案の作成にあたりましては、そこでいただいた意見を参考に、また他都市の調査研究などを進め作成したものでございます。図書館のノウハウや知識の継続につきましては、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。	D
14	行政では対応できないとしているが、対応するのが行政の責任であり、民間へ委託すべきではない。指定管理者制度を導入した施設もあるようだが、その結果のメリット、デメリットを検証することなく導入すべきではない。公共施設としての本来のあるべき市民の大切なニーズに応えることができるかどうか疑問である。市民館、図書館の利用者の声をどのように反映したのか。	行政の限られた資源の中で、多様な市民ニーズに対応するため、指定管理者制度を活用するものです。他都市等の調査研究を踏まえメリット、デメリットの整理については行っております。市民の声の聴取につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者ヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めてまいりましたが、引き続き市民の声をしっかりと把握する体制構築を進めてまいります。	D
15	効率性は社会教育にそぐわず、教育の目的ではない。民間企業を活用しなければ、本案を達成できないのか。市民館職員を区役所へ移管してしまうと、市民との繋がりが薄れてしまう。今後どのように市民ニーズを拾い応えていくのか。全国的に指定管理者制度導入の割合は少ない。教育委員会が社会教育職員を専門職として配置することが重要である。5年契約の民間企業に専門性が確保できるのか疑問である。現在の市民館職員を増員し、時間外勤務等に対応できるシフトを組めばよいのではないか。民間企業こそ非正規職員等、人員確保が難しいのではないか。市民館・図書館の運営は、本来行政からも独立した教育委員会が今後も責任を持つこと。	図書館や市民館の社会教育施設におきましても関係法令に基づき、取組を行っているところですが、館の運営や事業実施に当たつて効率的・効果的に行なうことは必要であると考えております。指定管理者導入後につきましては、市と指定管理者が連携し、市民ニーズの把握に努めてまいります。行政の限られた人的資源の中で、多様化する市民ニーズに対応する必要があり、そのための体制の検討を行っているものですが、指定管理者制度導入後におきましても、引き続き教育委員会が責任をもって管理運営を行ってまいります。必要な専門性や人員確保については、仕様書等に記載してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p>指定管理制度については様々な反対意見が今まで表明され、国も是正しようとして通知を出している。弊害とまで言っている。導入は地方自治体の責任で導入するわけだが、考え方(案)では導入した際の弊害をどのようにして除くかをきちんと立証していない。以上のことから、指定管理者制度導入は反対です。実際に運営上の問題が発生し、直営に戻す施設もある。図書館界と国の答弁・通知等からも指定管理者制度が、図書館等社会教育施設への導入になじまないことが指摘され、導入することについては是正されるべきである。これらの意見に真摯に向き合うべきである。</p> <p>(同趣旨ほか12件)</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、各地方自治体の判断によるものでございますが、過去の国からの指摘を踏まえ、体制の構築を図ってまいります。</p>	D
17	<p>パブコメ募集は、まるで不意打ちのようです。「中間とりまとめ」は時間をかけて説明したといいますが、「中間とりまとめ」には、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(案)の重要な指定管理者制度導入に関する経緯や考え方が示されていません。内容が「中間とりまとめ」から大きく複雑になっているのに、丁寧な説明もされずにパブコメの募集に入ったのは、なぜですか。あえて、市民に理解する時間を与えないようにしているのか。川崎市には、住民に政策を理解できるように配慮する義務がある。</p>	<p>「中間とりまとめ」では指定管理者制度を含む民間活力の更なる活用の方向性を示しており、関係団体やボランティアの方々等には直接説明を行ってまいりました。またパブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。</p>	D
18	<p>「公共性の担保」が課題としていますが、公共性の担保がどう行われるのか、具体的に示すべきです。モニタリングを行うとか、連携を取るとかではなく、実際にどのような職員をどこにどれくらい配置し、どのような業務が公共性の担保として行われるのか、その経費と労力がどのくらいになるのか、直営の場合の費用対効果も合わせて比べてください。</p>	<p>市職員が、指定管理館のモニタリング等の中で公共性の担保を含め確認してまいりますが、その体制及び財政効果につきましては、引き続き検討を進め精査してまいります。</p>	D
19	<p>市民が判断できない(案)になっており、これはパブコメを出すに値しない。再度、(案)を提出すること。</p>	<p>パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	<p>指定管理者制度を利用した場合の想定効果としてそれぞれ、写真入りで載せているのは、すべて他都市の例です。川崎市で指定管理者制度を導入したら、このような事業やサービスができるのですか。あくまで想定なのに大量に載せるのは、制度導入についての都合のよいまやかしと感じます。これだけ色々調べたのであれば、市が実施できるのではないですか。市民館においては業者が利益を得るために、利用料金をとることができるようにになっています。こうしたことにも説明がありません。指定管理になって料金があがると市民の足が遠のきます。市民館・図書館は、公の責任で運営・管理を行ってください。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>導入の効果の写真につきましては、他都市の好事例を視覚的に紹介したものでございまして本市の目指すものをわかりやすく例示したものです。利用料金につきましては、条例で金額の範囲を定め、その範囲の中で指定管理者が決定するものでございますので、直営や指定管理者の運営主体で変わるものではございません。指定管理者制度につきましては、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性に配慮した上で、指定管理者制度の導入を行います。</p>	D
21	<p>中間取りまとめの際の説明ではまだ決まっていないような話ぶりでしたが、大きな飛躍があります。事前調査や他都市との比較（統計）なども実施していたなら、中間まとめの際になぜ説明しなかったのですか。パブリックコメントは形だけ市民の声を聞くものになりますが、この案作成にあたっては、有識者や市民の声は反映しているのでしょうか。中間取りまとめからこの案に至ったプロセスを、市民に向けて公開し、市民が納得できるよう疑問に応えてください。市民にわかりやすく説明をするべきです。</p>	<p>中間取りまとめにつきましては、指定管理者制度等の民間活力の更なる活用の方向性をお示し、その方向性に基づき検討を進めてきたものでございます。考え方（案）は、外部有識者や教育委員等の意見も聴取し、策定した上で、パブリックコメント手続条例等に基づき実施しているものでございます。</p>	D
22	<p>市民館のホール等の予約では、休日に集中し、非常に高い倍率になっています。このまま指定管理者制度を進めていって、この課題は解消されるのか疑問です。市民がどこでも簡単に利用できるように利用手続きの仕方など連携してほしいです。市民館・図書館の改修・改築においては、地域の住民の生活の場としても長く使用されるため、十分に意見を聞くことが大切だと思います。現在の図書館の利用の様子として、学生の目的が学習塾の自習室のように使われていて、疑問を感じたことがありますので、利用の仕方を検証する必要がある。</p>	<p>施設の予約につきましては、今後の管理運営の課題として検討してまいります。また、利用ルールのご意見につきましても、今後の課題として検討してまいります。</p>	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>市民の財産である公共施設を使い、私企業の利潤を追求のため、そこで働く職員の身分が不安定になったり、非正規雇用になったりすることは必然のことと思われます。職員がローテーションのように配置換えされますが、図書館や市民館の仕事は専門的なスキルが必要です。今でも職員のスキルを大切にしていない運営なのに私企業にできる訳がありません。市民ミュージアムの例もあります。指定管理制度導入にはこのような理由で反対します。市民は、頻繁に図書館や市民館を利用し、個人情報も提供しています。思想信条にかかわる大切な情報も扱う施設です。情報管理についても大変不安に思います。</p>	<p>指定管理者制度につきましては、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。また、専門性につきましては、指定管理者と職員が連携し、その確保に努めてまいります。個人情報の管理は、川崎市個人情報保護条例等に基づき適切に管理してまいります。</p>	D
24	<p>市民館や図書館の運営は、儲けを目的とするのではなく、市民の社会教育の推進を目的とし、だから、そこに税金を使うことを、市民は同意するのです。指定管理業者が市民館や図書館に参入するのは、当然、利益です。本来、儲かることはあり得ない市民館、図書館の事業で儲けようとすれば、人件費を削減することになります。また、手間のかかる業務や、貴重な資料の保存などは、おろそかになる。(市民ミュージアムの損害で明らかです) 税金を食い物にして利益を追求する指定管理業者に、私たちの税金を使うことを認めるることはできません。</p>	<p>指定管理事業者は民間企業であるため、当然、利潤を追求するものでございますが、指定の継続につなげるため、行政や市民ニーズに対応する効率的・効果的な事業展開が期待できます。指定管理業務は、仕様書等で必要な事項等についてしっかりと定めてまいります。また、必要な業務等がおろそかになることがないよう市がモニタリングを行ってまいります。</p>	D
25	<p>指定管理の導入は、市民館や図書館の目的を効果的に達成するのに必要な場合しか認められません(2003年改正地方自治法)。直営、業務委託、指定管理者制度の3つの比較検討をしていますが、指定管理者制度を導入することは、市民が求めているサービスの向上に繋がると言えません。結論に至る議論に市民は参加していません。多くの市民の意見を考慮し、再度審議を尽くしてください。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入することは効果があると考えております。市民館・図書館に対する市民ニーズの把握に際しまして市民意見を多く伺ってきたところでございます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
26	市民の共有財産（ハード面だけでなくソフト面でも）であるべき市民館や図書館をなぜ直営ではなくて、民間にゆだねるのですか。市民は、それを望んでいるのですか。市民の声を聴いた上で政策立案にしてください。「民間にゆだねる」と言うことは、私企業のもうけのための場になるということです。市民の立場に立った公平・公正な運営がなされるとは思えません。専門性を有する方々の雇用条件の悪化につながらないか心配です。指定管理者制度に反対します。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。市民館・図書館に対する市民ニーズの把握につきましては、市民意見を多く伺ってきたところでございます。指定管理者制度につきましては、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。	D
27	市民館・図書館には専門家、責任と経験を積んだ市の職員が必要です。身分の安定した職員がいてこそ市民は安心して、相談にのってもらったり、アドバイスを受けたりできます。それが市立図書館の使命ではないか。効率や採算を持ち込むのは間違っている。市民の意見、希望をよく聞いて下さい。	指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく、市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくための手法として導入を進めるものです。図書館につきましては、直営館を残し、指定管理館と連携しながら専門性の確保や市民への対応を図ってまいります。図書館に対する市民ニーズの把握に際しまして市民意見を多く伺ってきたところでございます。	D
28	市民館・図書館は、安易に効率化が求められるべきではなく、指定管理方式がよいとはいえない。本は「よく読まれる」ものだけがよい本ではない。また、市民館の企画も、市民とよく相談し市民の活動や意見に沿ったものでないと、歓迎されないと思います。この分野には、市としての責任を持って、人員（司書など）を配置すべきです。ここに予算を注ぐこと。	図書館や市民館の社会教育施設におきましても関係法令に基づき、取組を行っているところですが、社会教育の振興のためにも館の運営や事業実施にあたり効率的・効果的に行うことは必要であると考えております。人員の配置や専門性の確保につきましては、市と指定管理者が連携し、適切に対応をしてまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	<p>指定管理者制度の最も大きな弊害は、経験豊かな職員らが、継続しにくくなることです。市民ミュージアムの如く、指定管理者になって、学芸員が1年期限付の契約社員になり、賃金などの労働条件が大幅に引き下げられた。その結果、知識も経験も少ない契約社員によって、文化財が扱われることになり、2019年の台風災害の結果をもたらしたのではないか。市民館・図書館においても、文化財や市民の貴重な財産を扱っており、経済効率を優先して指定管理者に管理を任せせる行為は、文化・教育政策の自殺に道を切り開きます。再考することを強く訴えます。万が一、指定管理者制度の導入に至った場合でも、その管理に対しては、公正な機関を設置して、厳密に評価・是正する仕組みを作ることが必要です。これが出来るまでは、指定管理者制度の導入は、控えてください。</p>	<p>「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者のヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めました。市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。市民館・図書館の事業につきましては、サービスの向上を図り、モニタリング体制を構築することで、公共性を担保してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
30	市が指定管理者制度を導入するなら、市民館と図書館の設置の目的とは何であるかを現行法令に従い明らかにした上で、指定管理者制度を導入することによって、その「設置の目的」が、現実具体的にどのような形で「効果的に達成」されると見込まれるのか、それを達成するための手段として、指定管理者制度が如何なる理由から必要とされるのか、そして、それは、指定管理者制度を導入しなければ達成できないのかを説明を希望する。	市民館・図書館の設置の目的につきましては、社会教育法・図書館法に基づき、この法令上の目的の遂行に向け、事業を実施してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
31	「教育基本法」の目的と趣旨を前提にし、市職員と共に、これまでの施設の管理運営の経過と実態も含め、問題がどこにあるかを明確に把握したのか。そうであれば、これまで市職員が、市民と共に歩んで来た活動を振り返り、これからも社会の公共財産としての市民館・図書館は、どうあるべきかを検証して欲しい。現場の実態から見えた課題が、主に施設の「効率的効果的な管理運営」とは、判然としない。もし「あるべき管理運営」を描いても、何の意味も持ちえないし、将来に禍根を残すおそれさえ考えられる。民間委託によって、公共施設は、教育基本法に謳われる目的に沿う活動を、責任を持って担えるのか。	「今後の市民館・図書館のあり方」を策定するにあたっては、市民館・図書館利用者や現場の職員から意見を聴取してまいりました。その際、身近な場所での学びの提供やあらゆる世代に向けた取組の推進など、市民ニーズの多様化の実態を把握し、市民館や図書館が、その実現のための効率的・効果的な管理運営体制の検討を行ってきたものでございます。指定管理者制度導入後も市が責任を持って社会教育の推進を行ってまいります。	D
32	「指定の継続に繋げるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある」と述べているが、これは指定管理者に経営(運営)の合理化を迫るものであり、それでないと継続して指定管理者になれない(指定しない)という脅しでもある。これで質のいい安定的なサービスが提供できるのか。 (同趣旨ほか10件)	民間事業者には、必要な指定管理料の中で、良質なサービスを提供するために効率的・効率的な運営を行うことを期待しているところでございます。直営館や指定管理館に関わらず、効率的に運営を行うことは必要であると考えております。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	市民館・図書館は、営利を目的に管理・運営することができませんが、指定管理者制度により参入してくる事業者は、営利を目的としないで参加するのでしょうか。また、ここでは、「市がマネジメントを行う」ことを前提としていますが、市ではなく区がマネジメントを行うことにはべきです。理由は、地ヶアシステム、地域福祉計画、希望のシナリオなど、区が責任をもって区民ニーズを踏まえ、区民の参画を得て構築し、構築した実績もあります。区において、マネジメントする能力を活かしてください。	市民館・図書館は社会教育施設ですので営利を目的としたものではありませんが、指定管理事業者につきましては、民間事業者になりますので、その施設目的の範囲において利益を上げることもございます。一方、マネジメントにつきましては、図書館につきましては教育委員会が、市民館につきましては、区の生涯学習支援部門が中心に行なうことを想定しています。	E
34	「民間委託」の安易な変更は、既にあちこちで破綻し、見直され、元の公営に復帰したところも出始めている。公共施設は、民間委託によって、教育基本法に謳われる目的に沿う活動を、責任を持って担えるか。	指定管理化後も教育基本法、社会教育法等に基づく社会教育は市が責任を持って取り組んでまいります。	E
35	身近なところに市民館・図書館を設置することが望ましいため、大幅な財政支出が求められます。市職員のマンパワーを補完し、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討とありますが、「一層注力できる体制の構築」の内容を具体的に示してほしいです。市職員の削減はないのか。市職員の専門性を担保する仕組みはどういうものか。指定管理化してからの業務分担はどのようになるのか。導入に伴う新体制が明らかにされなければ、現在の課題の解消につながることの市民の納得は得られないと思います。	現在、新たに市民館・図書館を増やす計画はございませんが、様々な手法により身近な場所での読書環境や学びの場作りに努めてまいります。体制や業務分担につきましては、引き続き、検討してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
36	<p>メリットとして、「分館や地区館の土日・夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる」と書いてあり、「直営+業務委託のデメリット」として「現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある」とあります。なぜ民間にはこの配置ができ、市職員ができないのでしょうか。「未使用者へのアピール」とありますが、そもそも未使用者のニーズをどう把握し、それが「休日や夜間」「短い講座」等によって埋められると、なぜ判断できるのでしょうか。市民の多様なニーズに対応する上で大切な事は「人材の確保」と「住民の思いを受け止めるための手法」です。指定管理業者が他都市での経験・知見したことを導入できるというメリットは、なぜそれが行政でできないのかの説明がないためメリットと言えません。</p>	<p>現状、市職員の勤務形態につきましては、館職員も一般的の事務職員と同様であり、土日や夜間も開館している館運営への対応が難しい時間帯等が出てくる場合があります。民間事業者の場合、そういった時間帯への柔軟な対応が可能であることをお示ししたものです。導入の効果は、「ひとづくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」をする上での他都市の例を挙げたものでございまして、市においても導入した場合の具体的な効果と考えております。市のこれまでの手法に加え、指定管理者の知見・経験を活用することを想定しております。行政の限られた資源の中で、多様な市民ニーズに対応するため、指定管理者制度を活用するものです。</p>	D
37	<p>社会教育主事や司書などの、教育行政の専門職員を任用・配置し、時間をかけて養成しつつ、住民に専門的な支援を行うことを保障する体制がすでに壊れています。その問題を明らかにすることが急務です。現在、専門職員を安定・継続して行政内に配置できない問題を、民間業者の業務水準書により実現しようとするのには、疑問があります。市民館には、学校や、こども文化センターなどの施設との連携協力をする拠点としての役割が求められますが、指定管理者は民間の組織であるため行政機関の連絡調整のかなめの役割を期待することはできません。</p>	<p>現在、社会教育主事等の専門職採用は行っておらず、職員は、施設着任後、資格取得を進めるとともに、現場での経験を積んでおります。民間事業者の資格取得者等と連携し、現場の専門性をさらに高めるとともに、指定管理者制度を導入後も、モニタリングを行う部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	現在の幸市民館、多摩市民館での問題についてどのようにとらえていますか。また、図書館は、「専門性を要する市職員を安定的に配置する」とあるにもかかわらず、現状は司書資格のある職員は、ほぼ50%であることを考えると、現状でも方針と実態には大きな乖離があると考えられます。現在の社会教育、社会教育施設に対するあり方の検証がきちんとなされない限り、運営方法を変更したとしても問題は変わりません。社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか、が明らかにされるべきだと思います。他市の例に学ぶということであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制を敷いているのか、まずその調査研究を行うことが先決だと考えます。	市民館の社会教育事業につきましては、現状、区への補助執行となっておりますので、今後も区役所と連携しながら教育委員会が責任を持って事業へ関与してまいります。社会教育施設に対するあり方の検証につきましては、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」において、お示ししております。他都市の状況につきましては、指定都市の会議や様々な機会を通じて、情報交換や意見交換を恒常的に行っております。	D
39	昨今、指定管理者制度導入に失敗し、直営に戻している自治体が数多くある中で、なぜ今川崎市はその導入に進んでいるのか。また、市民ミュージアムでの失敗は何も生かされていないのか。	市として様々な先行事例を検討し、これまでの課題を踏まえケアしながら効果を享受することが可能であると判断し、今後の市民館・図書館の管理・運営の方策として指定管理者制度導入を決定したところでございます。	D
40	数年ごとに競争入札で決定される民間企業が、継続して市民の要望を聞いて行けるのか疑問。常勤の司書や社会教育主事がいて、継続的に市民の声を吸い上げ、より要望に近いものを提供していくのが最善の方法ではないのか。経費削減目的で企業に丸投げするのではなく、市としてできる努力をし、専門性を持った職員を育てていくことを望む。	指定期間につきましては5年を予定しておりますので、事業者が変わる場合もございますが、その知識やノウハウにつきましては、モニタリングを行う部署がしっかりと蓄積していく体制を構築してまいります。また、サービス向上を目指して今回の体制検討を行っており、経費削減のみを目的としているものではありません。人員の配置や専門性の確保につきましては、市と指定管理者が連携し、適切に対応をしてまいります。	D
41	会計年度任用職員は、指定管理者制度導入後はどうになるのか。年契約で不安定な職であるのに、制度導入後は企業に雇用されるのか。されたとしても、相変わらずの有期雇用で数年ごとの配置換えでは、不安定な状況は変わらないだろう。長期的な視野を持って仕事に向き合おうという気力が持てず、ひいては、サービスの低下につながりかねないだろう。	指定管理者制度導入後は、施設の職員の雇用については事業者の判断となりますが、毎年、外部有識者で構成する民間活用事業者選定評価委員会を開催し、職員体制や賃金台帳の確認を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	効率的・効果的な管理運営手法を行うために、なぜ指定管理者制度を導入するのか、説明されていない。「民間の持っているノウハウの活用」という理由では説明にならない。本来、行政が行うべき重要な業務であり、丸投げするなど許されない。民間業者は、事業を通して利益を追求するため、サービスの質が低下するのは明らか。効率的という考え方も、本当に市民の立場に立ったものかが問題です。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。市がしっかりと運営に関わってまいります。業務の質につきましては、直営館の職員がモニタリングとともに、毎年、外部有識者で構成する民間活用事業者選定評価委員会を開催し、事業評価を実施して、確認を行っていきます。	D
43	職員の負担を重ねて指摘していますが、職員の具体的な声、アンケート等は行っているのでしょうか。社会教育の実施を負担に感じていると多数の職員が表明しているのでしょうか。	本案の策定に当たっては現場の知見を活用するため、現場の館長会議や、係長の会議体の中で十分議論を行い、必要に応じて職員の意見ヒアリングを行うなど、現場の意見をふまえて検討してきたところです。	D
44	市民館・図書館は、社会教育委員会議の研究報告の中で、学校や、こども文化センターなどの施設との連携協力をする拠点としての役割の必要性を言及していましたが、指定管理者は、民間の組織のため管轄の異なる機関の連絡調整の役割を期待するのは難しいのでは。社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか。他市の例に学ぶのであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制なのかを調査研究することが先決である。災害対策については、市民ミュージアムでは結果的に災害の対策がなされてなかつたことがあり、また、その後、復館にあたっては指定管理を止めて改めて市行政の下で運営がなされることが決定している。	今後、指定管理者制度が導入されても市民館・図書館は市の施設であります。指定管理館においても、モニタリングを所管する部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。現在も他都市とは指定都市の連絡会議や、様々な機会を通じ情報共有や意見交換を行っているところでございます。直営における好事例、手法、体制についても、そのような機会を通じ情報交換を行っています。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	<p>制度導入の目的や意義、利点など、如何お考えでしょうか。又、市民館・図書館で働いている方々の今後は、どのようになるのでしょうか。市民が主体であると思いますが、特定の事業者に運営を託す事で、「市民のニーズも考慮して」という名目の元、流行りのものなどに比重が偏ったり、内容が浅薄に走ってしまわないか、と危惧の念も感じています。時代の変化に対応する必要性と同時に、長年培って来た川崎市の良さ、良識がこれからも更に高められ、保たれていくことを、強く望みます。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。また、指定管理館になる施設の市職員は他部署への異動となります。今後も、普遍的課題学習等、これまで行ってきた社会教育についてはしっかりと実施を行った上で、新たな取組も進めてまいりたいと考えています。</p>	D
46	<p>2008年国会では、社会教育法改正の時に付帯決議を採択しました。そこでは、「公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」を求めていました。本案では、指定管理者制度を導入した他都市の弊害についての検証が全くありません。これでは、「指定管理者制度の導入による弊害について」十分配慮し、検討したことにはなりません。川崎市の重大な落ち度です。今からでも、他都市の弊害について、検証してください。</p>	<p>他都市事例等については、これまで調査研究をしてまいりまして、メリット、デメリットの整理を行ったものでございます。引き続き他都市の課題や効果を踏まえ、制度設計を行ってまいります。</p>	D
47	<p>市民ミュージアムの指定管理の件、過去の大臣答弁、衆議院文部科学委員会・参議院文教科学委員会での全会一致で付帯決議が採択された件、社会教育委員報告書での「市民館・図書館には指定管理者制度はそぐわないとの結論」、民間活力を導入すればできるという誤解、指定管理を導入すると市のノウハウが途絶える件、社会教育分野でも指定管理を導入している事実を記載していない件、社会教育職員の人事異動の件（社会教育主事資格を得て、その一年後によその部署に異動）、これらの事により指定管理者制度の見送りを求める。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。過去の事例や国の方針を踏まえ、引き続き、制度設計を進めてまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
48	本案は、実際に現場で「指定管理」に移行した際の「問題点」は記載されていないので充分に検討された物とは認めがたい。この未熟なままの本案を元に「指定管理」に移行したなら、やがて「想定外」と思われる課題や困難が露呈され、現場は混乱し、行政は立ち往生し、市民は恩恵を受けられない。そうすると、「想定外」と言う責任逃れの説明を繰り返す事が「想定」されると言うべきで、誠に解決能力なき、ずさんな実態をさらけ出す事になろう。「当事者」参加をベースに、本案を書き直すべきである。	他都市事例等を参考に、メリット、デメリットについても整理を行ってまいりました。その結果、課題についてはしっかりと対応し効果を享受できると判断し、指定管理者制度の導入が可能と判断したものでございます。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
49	市民館・図書館に指定管理制度を導入することをほとんどの市民は、知りません。調べ物をしたい時、図書館はとっても助かります。他都市で民営化された後、地域の資料が捨てられ、小学校の地域学習に困った話もあります。公的運営だからこそ、すべての市民の利用の便を図ることができます。民間の営利判断の基準で運営する施設ではないのが公共図書館だと思います。指定管理には反対です。	指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き責任をもって市が対応してまいります。指定管理者制度導入後につきましても、選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関する決定については、引き続き市が行ってまいります。指定管理者制度導入の際については、現状の図書館サービスについては継続する形で仕様書等に示してまいります。	D
50	市民館・図書館の指定管理制度を導入するという話を聞いて驚いています。指定管理者にまかせてから利用しづらいという話は枚挙に暇がありません。川崎より財政の小さな市でももっと文化に予算を出しているというのに、市民ミュージアムの失敗を繰り返すというのは理解に苦します。川崎を再び文化不毛の地に戻したいのでしょうか。図書館の予算を減らして何に使いたいのか知りたいと思っています。	本考え方作成におきましては、他都市の先行事例の調査研究を行ったうえで、課題に対応しつつ効果を享受できると判断し、指定管理者制度導入の判断をしたものでございます。指定管理者につきましては、市民サービスの向上が図られるよう、市がしっかりとマネジメントを行い直営館でのモニタリングを実施してまいります。広がる市民ニーズに対応するための管理運営体制の検討ですので、単純にコスト削減のみを目的としたものではありません。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	<p>指定管理者制度に反対します。市民ミュージアムの所蔵品を台風による水没で失って、指定管理制度から直営に戻すと聞いていますが、指定管理制度の問題点が浮き彫りになったと言えるのでは。利潤追求の私企業が学芸員さん的人件費などを削った結果、やめたとも聞いています。市民館・図書館も学校教育が公営であるのと同様、市民自治の要で直営であるべきと考えます。</p>	<p>市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。指定管理者の賃金は、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
52	指定管理者制度の導入には反対です。民間のノウハウといつても指定管理会社のノウハウは流失をおそれてブラックボックス化して、うまく引き継げない。情報公開されないケースも多い。指定管理にすると、その仕事をするのにかかる経費について公務員が判断できず、業者の言いなりになって、適切な評価や監督ができなくなります。	市と指定管理者が連携し、館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。評価については社会教育や会計の専門家等の外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会で行ってまいります。	D
53	指定管理者制度導入には反対である。図書館や市民館は、人的・組織的機能と併せて機能を發揮する機関である。殆どが自治事務を担う文化施設、社会教育施設で、地域住民のニーズに立脚したサービスを実施しなければならない。単純なコストダウン志向の指定管理者制度導入は危険である。制度の導入は各自治体にまかされているが、きちんとした所では指定管理者制度を導入していない。図書館や市民館の「公益性」、「使命」の明確化すらできていないことは、川崎市民ミュージアムの事例をみても明らかである。	市民の多様なニーズに対応するための管理運営手法として指定管理者制度が適當であると考えております。今回の検討は、社会教育施設のサービス拡充のためのものであり、職員が担っていた部分を単純に民間に任せコスト削減を図るというよりも、広がっていく市民サービスを的確に実施するために、どのような体制が適しているかを検討したものです。	D
54	指定管理者制度の導入に反対する理由は三つあります。一つ目は、市民の声が市の職員に届きにくくなる危険性があること、二つ目は、職員、指定管理者制度の業者間の知識、ノウハウの継承に不安があること、そして三つ目は、ボランティア団体と図書館との連携がうまくいかなくなる危惧があることです。以上、三点が反対する理由です。	指定管理者制度の導入にあたっては、利用者懇談会等様々な場面を通じ、指定管理者だけでなく市も連携し、市民の声を吸い上げてまいります。また、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。また、直営館の職員も一緒になり、地域やボランティア団体等との連携を図るとともに、意見の聴取を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
55	<p>『図書館は基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に資料を提供することを最も重要な任務とする』。この基本理念が業者管理下で守られるか。知る権利の保障が含まれなくなる恐れは十分考えられる。市民館は、川崎市の社会教育事業の中でも最も誇るべき『平和・人権学習』が現状のまま維持されるのだろうか。責任は市なのか業者なのか。2019年の台風被害（市民ミュージアム）についての指定管理制度の反省点、他地域での指定管理制度の廃止などの反省と、何故指定管理制度が必要なのか。</p>	<p>管理運営を民間に委ねても公共図書館であり、指定管理者制度が導入されたことによりその果たすべき役割について変わるわけではありません。平和・人権学習についても、市がその方向性を示し、これまでの実績を踏まえた上で引き続き実施してまいります。なお、市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであつたとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。</p>	D
56	<p>指定管理者制度を導入し、民営化することは、経費節減となり理にかなったように思えますが、けっしてそうではありません。一番の問題は質の低下です。市でやっていたからこそ収支を考えずにやってこれたのです。社会教育や文化は収支で測れるものではありません。成熟した社会はこのようなむだの積上げによってできるものです。ぜひとも、指定管理者制度を止めてください。</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、広がる市民ニーズに対しどのように対応していくかという体制づくりのために、サービス拡充の面から検討を行っており、コスト面のみを持って導入を検討しているわけではございませんが、行政施策において効果や収支を勘案せずに行うということはございません。指定管理館の職員は、仕様書等で資格要件を設けるなど、質の確保を図ってまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
57	民間ならニーズに応えられるというのは、乱暴で安い考えである。民間のノウハウを活用すると書かれているが、指定管理を受諾している会社で契約社員のままの方もいる。雇用の不安定と隣合わせが良い姿だとも思わない。平和・人権学習などの普遍的なテーマによる学習は、川崎市の社会教育の最大の特徴で、他都市にも誇れる財産だと思う。このような学習テーマに関するノウハウのある指定管理者は、全国的にほぼゼロだと聞く。市民館職員は全て区役所に引き上げるとなっているが、川崎市の職員にとって社会教育の現場による経験の積み重ねで学習機会が失われることは、大きな損失である。	多様化するニーズに対応するため、どのような体制がその実現のために適しているかという観点から検討を行ったものです。また、雇用に関しては指定管理者の雇用形態になりますが、市もその内容につきましては確認を行ってまいります。また、平和人権学習等、これまで行ってきた社会教育については引き続き実施してまいります。また、社会教育の現場につきましては、館内に限らず、市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になると考えています。	D
58	「まち」の全体的課題に直結する行政課題が優先され、市民個人に関する課題が軽視されるようなサービス低下にならないようにして欲しい。直営であっても職員の力量向上や適正な人事も不可欠である。大幅な経費節減不可欠の場合、市民館、図書館の事業・サービスを見直し、指定管理者導入もやむを得ずとする。その場合、市職員は全区で区ごとの全域を業務対象とする。市民館、図書館とも全市に対する「横ぐし」機能を有するために、全市システムとしての事業・事業執行体制及び必要な人事措置を継続的に実施する。図書館は7地区館とも直営とし、拡充再整備された中原図書館を中心図書館とする全市システムとしての機能向上を実現する。	職員の能力向上は大変重要なことと認識しており、研修などの実施によりその向上に努めてまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
59	市民館・図書館に指定管理制度を導入するやり方に反対です。市民サービスとして、専門性をもつ市職員が対応すべき業務です。市民サービスをそのように考えているのでしょうか。これこそが、市民サービスの充実こそが地方自治体の仕事なのではないですか。市も市民も向上していかなければ、川崎の未来はどうなるのでしょうか。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
60	他都市の施設を視察に行かれたとあります が、見学先をどのような観点で選択されたのか 説明がありません。また、23区の施設の指定管 理制度導入状況の説明がありません。さらに、指 定管理制度を導入された施設の評価の観点や紹 介されている事例の記述は「指定管理制度が運 営・管理にメリットがある」という内容であり、 利用者の評価がないので、結論ありきの記述の ように感じました。	関東近辺の指定管理者制度導入施設を中 心に視察を行いました。図書館につきましては、23区の導入状況についてお示しをして おります。他都市施設の利用者評価につきま しては、その運営自治体や指定管理者を通じ て、伺ってきたものでございます。	D
61	指定管理者制度を導入するとなつても、5年 ごとに見直すなど、明記いただきたいです。その ような見直しもない状況ではPDCAサイクルが 回っているとは思えませんし、回そうとする意 欲もないのかなと感じます。	管理運営体制につきましては、より最適な 管理運営体制を構築するため、年度終了後に 指定管理者へのモニタリングを実施するとともに、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、 導入形態について評価・検討を実施いたします。	D
62	市民館・図書館は市民の文化的な生活に密着 する場で効率化を図るためのものではない。学 校教育・社会教育・保育・介護など最も市民に近 いところには、十分な予算配分をするべき。民営 化で市民のニーズに十分答えることはできな い。民営化は職員の雇用を非正規化・不安定化す ることになるのではないか。専門性を身につけた 市の職員が運営することこそ、川崎市の責務 である。ツタヤが指定管理者として運営した図 書館は、新聞にも取り上げられ、問題が多い。 「平和・人権学習」は川崎市の市民館の特筆すべ き事業の一つである。市民と職員が協働して企 画立案運営するこのような講座は直営でこそ保 障されるのではないか。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化す る中で、図書館においてもこれらの変化に的確 に対応していくことが求められています。 しかし限りある人的資源やノウハウでの対 応では、多様なニーズへの対応を行うことの 難しさがあります。指定管理者制度の場合に は、これらに対応出来る人員体制や事業サー ビス面においてメリットがあると考えられ ます。また、指定管理者の賃金については、 あくまで指定管理者の雇用関係になります が、毎年指定管理者から賃金台帳を提出さ せ、作業報酬額をチェックするなど、従事者 の適切な労働環境が保てるようにしていき ます。さらに、平和・人権学習等、社会教育 振興事業についてはこれまでの取組を継承 し、必要な学習を提供するように市も責任を 持って対応してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
63	指定管理図書館に指定された宮前、麻生、幸図書館は市民館と合築で文化センターと呼ばれ、すでに指定管理者制度を導入している。市民館と図書館をあわせた複合施設として指定管理会社に委託するのであれば、問題である。その場合、図書館は図書館法による図書館となるのか、文化センターに組み込まれた図書館になるのか。こうしたことを市民の前に明らかにすべきである。もし、こうした路線をとるなら、図書館法に基づかない図書館となる。図書館行政の後退である。	指定管理者制度はあくまで管理運営手法の一つでございますので、図書館そのものの機能を変更するようなことはございません。図書館につきましては、現状と同じく図書館法を含む関係法令に基づき、管理・運営してまいります。なお、現状、文化センターに指定管理者制度は導入されておりません。	D
64	指定管理制度導入に合わせて作られた計画（案）と受け取れる。人件費縮減を目的に、市民館や図書館へ「民間活力のさらなる活用」を目的に「市民ニーズ」といった用語を結び付け、何か良いことが起きそうといった願望に依拠した提案と感じる。計画について事前の情報公開を拒否し、市民の声とは無関係に進められたこと自体が問題である。指定管理制度に移管しても社会教育士等の資格を持つ人材が確保でき、各分野の専門性が担保されるような記述もあるが、例えば「司書」資格を持ち図書館に勤務している職員であっても異動先としては専門性を必要とする部署が保障されていない。	指定管理者制度は、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくためのもので経費削減のみを目的として、指定管理者制度を導入するわけではございません。考え方につきましても中間取りまとめを作成し、関係団体に説明を行うなど、市民の意見収集を行ってきたところでございます。人事異動につきましては、館の指定管理導入後の職員は市の別部署への異動等、人事施策の下、決定されていきます。	D
65	図書館・市民館・博物館は川崎市の直営であるべきです。図書館・市民館の民営化は社会教育を放棄することにつながります。図書館も市民館も税金(私たち市民の)を使って建設した公共財産です。私企業の利潤追求の場にしないでください。「サウンディング型市場調査」のようなことを既にやっているのですか。あるいはそこまででないとしても、市民を置き去りにして打診しているとかはないですか。	サウンディング調査につきましては、令和3年度に（仮称）川崎市民館・労働会館及び新しい宮前市民館・図書館を対象に、今後の事業・サービスの充実を進めるために、これまでに蓄積されたノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを民間事業者等からお聞きする市場調査を実施いたしました。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
66	<p>指定管理を導入したらできるという根拠はどこにあるか。今までできしたこと、できなかつたことの検証はどうしているのか。5年ごとに指定管理者が変わり、事業の継続性をどう考えるか。市の職員は管理的立場になり、市民と触れ合いはなくなるのではないか。市民のニーズをどう把握するのか。指定管理者は継続するために目に見える形の成果を作ろうとする。例えば市民館は、大切な人権や平和等を育むような講座は敬遠される危険性がある。図書館はベストセラーワンを並べて、来館者を増やすなどの稼働率が目的になりかねない。しかし、文化は目に見えず、効率では測れない。他市の施設を視察しているようだが、何を見、ヒアリングし、指定管理前と後をどのように評価しているのか。</p>	<p>これまでの検証につきましては、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に行ってまいりました。事業の継続性は、仕様書等で明記してまいります。市民館の社会教育振興事業は、基本方針や事業の方向性は市が定めます。図書館の選書除籍等、図書館資料の収集・保存に関するこの決定については、市が行います。他都市の指定管理制度導入施設の視察においては、指定管理制度導入前後を自治体職員や指定管理者からヒアリングを行い、メリット、デメリット等を整理いたしました。</p>	D
67	<p>指定管理者制度では、労働者の多くはパート・アルバイトなどの非正規労働者です。5年契約の指定管理で、次の雇用が保障されるわけでもありません。この体制で今できない「市民サービスの向上」が望めるのでしょうか。望まない雇止めも起きています。市民ミュージアムでも起こっているし、国立ハンセン病資料館(笹川保健財団)では労働委員会に係争中です。指定管理者の意に沿わない労働者を簡単に切り捨てるような会社を選ぶことの川崎市の責任はないのでしょうか。川崎市は、それも指定管理者の裁量と考えているのでしょうか。この制度は必然的に不安定な労働者を生み出します。</p>	<p>指定管理者の雇用や賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。</p>	D
68	<p>具体的にどのようにして意思疎通していくのか、会議を持つことがかかれているが、実際に現場で様々な事態に直面したときどう対応するか、など実際の現場での対応で直営と指定管理と同じ対応ができないとすれば、問題になる。また、仕様書に書いていることしかやらない指定管理者であれば、市民は不満を持つ。行政のサービスは、予期しないことに対して市民の立場に立った対応が求められる。仕様書にない市民からの要求に指定管理者が対応しないとき、市民としてどのようにすれば良いか、心配である。</p>	<p>現場での対応については、館ごとに責任を持って行うことになりますが、市職員と指定管理者と連携し、課題に対応してまいります。また、指定管理者制度は、決められたことだけではなく、仕様書等に基づいて、事業者の創意工夫に基づいて取組みを行うことになります</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
69	事業内容の蓄積、従事者の短期間雇用と低賃金等のマイナス面を克服する手法として市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングをおこなうとありますが具体的な提示はありません。先行例でも、この連携の成功例はないのではないかでしょうか。	基本方針や事業の方向性は市が定め、事業の運営等については、指定管理者のノウハウやマンパワーを活用し、取組を進めてまいります。指定管理者の知見の少ない公的要素の強い業務については、市の関わりを強め確実に提供を行ってまいります。他都市においても指定管理者と市が連携しながら業務を行っている事例はございます。	D
70	指定管理制度は、市民サービスの向上が図られるのでしょうか。川崎はほかの図書館から数日を経て借りる等不便があります。要は行政の姿勢にあると思われます。つまり指定管理者制度の導入により安上がりなサービスになり、指定管理者も極力業務を減らすことに力を注ぎ、市民サービスとは何か考えることを怠ってきていました。また市民館を借りるシステムも一方的に団体から個人に変えられたことも、不便をきたしています。社会教育事業の平和・人権学習の講師が市民館側の意向で拒絶されたと聞きました。特定の考え方によって学習機会が損なわれてしまうことがあってはおかしいのです。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。引き続き、利用者の御意見を踏まえつつ、学びの機会の提供を推進してまいります。	D
71	市の図書館と学校図書館をコンピューターで連携しているが指定管理を導入した場合、このシステムはどうなるのか。柿生分館は柿生小図書館と一部の部屋を共有しているが、この関係はどうなるのか。麻生市民館・図書館は、文化センターとして令和8年に指定管理が導入されるが、多摩市民館（指定管理）、多摩図書館（直営）との関係はどうなるのか。麻生図書館は多摩図書館から、モニタリングを受け、麻生市民館・図書館は一指定管理者に任せられると、この関係はどうなるのか。	指定管理者制度を導入することによって、システムや小学校との関係に変更はございません。麻生図書館につきましては、直営館の多摩図書館がモニタリング等を実施いたします。なお、麻生市民館・図書館は、一体の指定管理者を考えております。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
72	<p>市民館、図書館の振興は教育委員会の責務であり、指定管理者制度導入にはなじまない。また、指定管理館の選書を直営館が指導するといったことは現実的ではない。図書館は、「図書館の自由に関する宣言」を持っているが指定管理館にこれを守らせることができるのか。選書の問題が生じた時、指定管理館では次期の指定を受けようと、先行例からも市へ忖度します。また、収集方針を市民にオープンにしなくなったり、利用している情報の有無を守るのは、大事なプライバシーの保護ですが、誰が利用しているか漏れているのではといった疑惑も招いており、ブラックボックス化します。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。現在の限られた人的資源やノウハウでは、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えます。また、選書等につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。</p> <p>個人情報の管理は、川崎市個人情報保護条例等に基づき適切に管理してまいります。</p>	D
73	<p>様々な効果が述べられているが、それらは指定管理者のノウハウ・マンパワーの活用や、市職員のマンパワーの補充によるものとされている。指定管理者制度を導入した機関においては、市職員が配置されないのではないか。指定管理者制度においては、市職員と指定管理者のスタッフが一緒に働くことはできないのではないか。川崎市がこうしたサービスを指定管理者制度導入によって実施できるかどうかの保障はないのに、「想定効果」として、他都市の導入例を大量に載せているところが信用ならない。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>市民館については、指定管理館のモニタリングを行うため区の生涯学習部門の職員が必要に応じて指定管理館の職員と連携して事業を行ってまいります。図書館については、隣接する区の直営館が指定管理館のモニタリングを行い、必要に応じて連携して事業を行ってまいります。</p>	D
74	<p>「考え方(案)」には市民館・図書館の所管についてふれていないが、市民館・図書館を教育委員会の所管のもと運営することを明記してほしい。図書館の管理運営について市民館と共同で指定管理をするとありますが、これらが、今後首長部局へ移管されることはないでしょうか。図書館・市民館は社会教育機関として教育委員会の所管で運営されることを望みます。</p> <p>(同趣旨ほか20件)</p>	<p>市民館・図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
75	<p>市民館・図書館には「指定管理者制度の導入を行います」と結論付けている。しかし、比較検討の内容からは、直営の場合の難しさ、デメリットについては、一般論であり、なぜそれでいけないのか、具体的に検証されていない。指定管理者制度を導入するメリットについても、問題点、課題についての検討、検証がない。また、課題として指摘されている公共性の担保(配慮)、知識や経験、ノウハウの継続なども具体性がない。その意味では、指定管理者制度を導入するという結論は拙速、安直であり、妥当とは言えない。</p> <p>(同趣旨ほか20件)</p>	<p>管理運営手法のメリット、デメリットについては、他都市の事例や事業者等からのヒアリング等により、検討した上で、整理を行ったものでございます。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D

#### 4 指定管理者制度導入（市民館）にあたってのこと（意見数15件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
76	<p>市民館はすべて指定管理になると、市職員は配置されないのでないですか。指定管理者制度においては、市職員と指定管理者のスタッフが一緒に働くことはできないのではないですか。指定管理者が管理運営する市民館の業務の在り方が全く理解できません。</p> <p>（同趣旨ほか1件）</p>	<p>指定管理者に館業務を任せることで、市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になります。市職員は区の生涯学習支援部門に配置し、必要に応じて指定管理者も市職員と連携し、積極的に地域との関わりを強めることで、市民が市民館に求めるものと市民館の提供するサービスをマッチングさせ、市民館の価値を高めます。</p>	D
77	<p>指定管理制度導入の必然性が全く理解できません。概要版にはもっともらしいことがいろいろ書かれていますが、働く人の労働条件の悪化を招く経費削減策としか思えません。特に今まで市民館が担ってきた「平和・人権学習」のような事業は、指定管理制度の下では不可能です。指定管理制度導入に強く反対いたします。</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくための手法として導入を進めるものです。市民館がこれまで行ってきた平和人権学習等の社会教育振興事業につきましては、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い連携して事業を行いますが、基本方針や事業の方向性等については、市が定めてまいります。</p>	D
78	<p>「平和・人権学習」等は、市民と職員が協働して企画立案運営する貴重な学習。市民は学校教育と違って、真実の歴史、近代、現代そして政治、経済、世界の動き等を自分たちで選んだ講師、自発的な学習をしたい想いです。民間等の効率化、採算性重視のやり方には反対です。</p>	<p>これまで市民館が実施してきた社会教育振興事業については引き続き実施してまいります。平和・人権学習等の社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。講座内容の決定に関しては市が行い、その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用します。</p>	D
79	<p>識字学習や社会人学習、平和人権学習などの市民ニーズは少なくとも自治体が行う公的社会教育の責任だと考えます。学習権の保障は市の責任で中立性を確保し遂行すべきです。</p>	<p>公共性を保つため、識字学習、平和人権学習等の社会教育振興事業については、基本方針や事業の方向性等については市が定め、市の責任のもと、これまで行ってきた学習を確實に実施してまいります。</p>	B

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
80	<p>指定管理導入によって、より活発な市民館の活用、地域の結びつきを目指して行ける方向に向かっていけるのならその活用もあれば賛成です。指定管理導入によって、市職員の市民館利用者との関りが少なくなることは良い方向性とは言えません。社会教育は縮小の一途をたどっているように思われます。家庭教育学級の講座に参加したことで、今も続く仲間ができました。こういったことは、川崎市の実情を細かく把握している職員だからこそ、できるのではないかと思います。指定管理者制度導入後、どういった形でそれが実現できるのかが見えません。</p>	<p>指定管理者制度導入後も、市が館の企画運営や市民・団体等にしっかりと関わってまいります。また、市職員は館内にとどまらず地域の中で学びの場を展開することで、地域のコーディネート役としての役割を担ってまいります。</p>	C
81	<p>直営で専門性を高めることが優先であり、これをしないまま、指定管理を導入するというのは飛躍があります。過去においても幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映されたこと、多摩市民館平和人権講座において市民委員推薦の講師に反対意見が出されたことなどから、補助執行における問題が生じています。人員体制において「最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要があります。また府内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる」とありますが、このことは、直営の現状でもすでに生じている課題です。</p>	<p>川崎市においては専門職採用をしておらず、市の人事施策として必要な人材を配置しているところでございます。異動等で新しく職員になった者については、社会教育施設職員研修や現場のOJTを通して、職員の人材育成を進めているところでございます。また、社会教育振興事業は、区への補助執行であり、区役所と連携しながら教育委員会の責任で今後も行ってまいります。他部署との調整につきましても、指定管理者を中心にして、市も協力しながら、調整を行ってまいります。</p>	D
82	<p>基本的に指定管理者制度導入には反対である。しかし、川崎市の事情により導入することになった場合、仕様書等の内容が重要になる。市民館の事業に関しては、これまでのサービスや市民協働などの質を落とさない。具体的には、館長等には社会教育の専門職として、社会教育士等の有資格者を必ず配置する。社会教育振興事業の基本方針・方向性は、指定管理者導入施設と市職員直営館と全市統一とする。市民館のボランティアの方々や各種団体との連携・協力体制を低下させない。利用料金を変更するのか。</p>	<p>サービスや市民協働などの質を落とさずに、指定管理受託の民間事業者の専門性を活用していくことは重要であると認識しております、いただいたご意見につきましては、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
83	市民館の指定管理制度への移行には反対です。現状の総括がなく、また、全国的なホール運営の「指定管理制度」の見直しが起きていることに触れないまま、民間に移行することで「創意・工夫が生れる」「柔軟な運営が可能となる」「サービスが確実に確保される」等の内容が並べられていることに違和感を持ちました。	社会状況の変化や新たな市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、現状の課題を整理した上で、解決の手法として指定管理者の導入を判断したところでございます。また、本案の策定にあたりましては、他都市の先行事例を参考にしてきたところでございます。	D
84	指定管理者制度の導入の前に、市の職員の増員、専門的能力が蓄積できる研修を含めた体制を作るなど努力が先ではないか。『平和・人権(男女平等推進)学習』は全国的にも特筆すべき講座である。市民と職員が協力し企画・立案し運営するこの講座は、民間の職員によって内容が保障されるのか。平和・人権学習の理念がないがしろにされて行くのではないか。今からでも地域ごとの説明会等を開いて市民の意見を聞いてほしい。	行政の限られた人的資源の中で多様化するニーズに対応するための体制を構築するものです。研修等の人材育成等については重要なことと考えております。指定管理者制度導入後も必要な研修等を行ってまいります。また、平和人権などの社会教育振興事業については、基本方針や事業の方向性等については市が定めることによりその質を担保してまいります。	D
85	社会教育の専門性のない職員が市民館に配置された場合、指定管理者への仕様書等が適切な内容になるのか、採算性のみの評価にならないか、懸念されます。仕様書等の検討において、社会教育に関する有識者や利用している市民、若い世代の声を定期的に聞いて作成して欲しい。ニーズに合わせるだけなら採算性の観点から民間の方がノウハウを持っているので、指定管理者制度導入が一番良いという結論になるのは当然かと思われます。指定管理者制度を導入する際は、市民館は社会教育の専門性のある職員・館長を配置していただきたいです。	仕様書等の検討においては、御意見のとおり有識者や利用団体等の意見を参考に作成してまいります。指定管理館につきましては、仕様書等により社会教育の専門性のある職員・館長を配置していくよう努めてまいります。	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
86	市民のためになる市民館を目指すなら、市民館を増やすべきである。市民館の役割は、「貸し館」ではない。市民が集い、交流し合って、自己を高め、より良い地域にしていくための拠点であるべきである。そのためには、社会教育主事がいて、市民とともに研鑽し合うことが必要である。指定管理事業者は、利益を追及するので、専門知識のない人を雇い、人件費を削るなどの安上がりの運営をする傾向がある。市民ミュージアムの水没事件がいい例である。しかも5年間という期限付きなので、継続性がなく、知識や経験の蓄積に欠ける。指定管理者制度の導入は反対である。	現在のところ、新たな市民館の設置計画はございません。また、指定管理導入後の職員につきまして、社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、今後、仕様書等で定めてまいります。市と指定管理者が連携し、館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。	D
87	目指す方向が示されている中で、指定管理者に運営を委ねるという結論は、論理的に破綻している。既に市民館の管理・受付業務等を、民間に業務委託して安定的に機能しているにも拘らず、館長他市職員をなくし、施設運営を民間に委ねる施策を導入することは、間違った選択です。全国の公民館の指定管理者制度導入が10%に満たないのは、地域住民に継続的に利用されていて、生活に必要な身近な公共施設、学習施設として定着しているからである。川崎市の市民館は、増加する人口に比べて、日常生活圏レベルの公民館施設が不十分である。	指定管理者制度は、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として導入するもので、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した基本理念「学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える【生涯学習の拠点】をめざして」の実現のために必要であると考えています。	D
88	平和・人権などの学習は、川崎市の財産です。指定管理者制度で、市民の企画委員と職員との協働作業で講座を作り上げる市民自治基礎学習を継続できるのでしょうか。市民館職員の社会教育の専門性として、担当者の力量の差も大きく、経験のない人には負担が大きいでしょう。研修するのみでは、専門性を育てるシステムとしては機能しません。専門職としての「社会教育主事」の育成、ローテーションの見直しをしてください。	市民館の職員について専門職採用は行っておりませんが、配属された職員につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めています。 社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、仕様書等で定めてまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
89	公共性の担保は、誰が確認するのか。仕様書等に基づき配置される民間の専門有資格者と直営職員との知識経験の共有をすべきである。仕様書等で定める業務の履行確認を行う市職員に報告書を提出するだけではなく、利用市民への調整・ヒアリングが必要である。市民は地域活動を行う際の行政との連携や協働の中で、お互いに成長し続けている。市民館に指定管理者の館長はいるものの、市職員が施設に常駐しないことから現場の実態把握に市民の声は必須である。	市民館については、区の生涯学習部門の職員がモニタリングを行い、公共性を担保してまいります。また、利用者や市民意見は、大変重要であることから今後の館運営に際し、意見を吸い上げる仕組みの構築を図ってまいります。	D

## 5 指定管理者制度導入（図書館）にあたってのこと（意見数286件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
90	<p>指定管理者制度を導入することにより、川崎市の図書館政策について長期的な視点に立って考え、計画を立案し、実行できる人材がいなくなります。川崎市は司書職を直接採用し、全市の図書館に公務員の司書を配属すべきです。</p> <p>（同趣旨ほか3件）</p>	<p>現在、図書館への専門職採用は行っておりませんが、司書資格がない職員については、図書館司書講習への派遣研修などを実施しております。指定管理者制度の導入の際には、直営館と指定管理館との連携体制をしっかりと構築するとともに、市が実施するレファレンス研修等に指定管理館の職員も参加し、市立図書館全館職員の専門性を高め、着実に図書館政策を実施していきます。</p>	D
91	<p>日本図書館協会による調査では、指定管理者の図書館への導入数は減少傾向にあり、指定管理者を導入したもの、直営に戻した自治体もあります。指定管理者制度を導入して失われたノウハウや人材育成の機会は、二度と戻ってきませんし、あとで直営に戻したとしても、川崎市が誤った政策決定をしたという汚点は消えません。指定管理者制度を導入することで、自治体が払うコストは増大しているという報告もあります。図書館の専門家の意見を聴取し、時代に合った選択をすべきです。</p>	<p>図書館に指定管理者制度を導入している先行自治体があり、様々な事例があることは承知しており、市としてはこれらの先行事例を踏まえ、本考え方を作成したものでございまして、今後の管理・運営に活かしていくたいと考えております。また、導入の検討にあたっては、外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会で審議いただいております。</p>	D
92	<p>図書館の人材について、指定管理者制度を導入すれば「業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。」と記載があります。図書館法により入館料を徴収できない以上、指定管理者は人件費を削減して利益を出す以外になく、職員は時給1000円程度で雇われることになります。司書資格を持っていたとして、専門性があるのでしょうか。専門性とは、図書館で様々な業務を長期的に経験し、研修をうけて勉強することで身についていくものです。5年で変わるかもしれない指定管理者に、専門性の高い人材を供給することは不可能です。</p> <p>（同趣旨ほか2件）</p>	<p>指定管理者制度導入後におきましても、これまで図書館で培ってきた経験や専門性等を有効に活用し、図書館サービスを向上させていくことが必要と考えておりますので、指定管理者と市職員の図書館司書が密接に連携するとともに、市がこれまで培ってきた手法や地域性、専門性等を、研修などを通して、継承をしてまいります。</p>	D
93	<p>インターネットからの蔵書検索、図書の予約、希望する館での受け取りが将来にわたって変わらず続けられてほしいですが、（案）では触れられていないので、図書館に指定管理者制度を導入することに反対します。</p>	<p>今後もインターネットシステムは全館共通ですので、インターネットからの蔵書検索、図書の予約、希望する館での受け取り等についても継続してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
94	図書館法で図書館の設置は条例で定めることが規定され、管理運営の基本的な事項は教育委員会規則で定めることが規定されています。法律で、図書館を含む公立社会教育施設は地方公共団体の判断により、特例として教育委員会から首長部局へ移管することが可能であり、図書館には、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する公の施設の性格が付与されました。図書館は、教育委員会の所管のもと、直営とするのが望ましいです。	図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません。図書館につきましては、市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくため、指定管理者制度を導入してまいります。	D
95	「業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる」とありますが、図書館の場合、指定管理者に求める要求水準とは具体的にどのようなものですか。また、それで現状と同等、又はそれ以上の「専門性の高い人材」をどう確保できると考えていますか。現実的に指定管理者が具体的に特定されていない中で、どうしてそう言えるのですか。その根拠は何ですか。	他都市の実績を参考に、資格や他の図書館での実績等の有無を仕様書等に盛り込むことで専門性の高い人材を確保してまいります。	D
96	図書館で指定管理業者が利益を上げるには、利用料などの収入がないため、人件費を抑えて収益を上げることになります。指定管理が導入された図書館は、ワーキングプアの温床と言われ、そのような低賃金の労働環境で長く働くことができず、司書の専門性は蓄積されません。結果的にサービスの向上は望めません。公共図書館が、働く人たちをきちんと保障しない場になることはあってはなりません。	指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
97	指定管理者制度を導入すると当初は利用者数が伸びますが、じきに頭打ちとなり、集客のために本来の図書館の役割と離れたイベントを開催するなど、無駄な費用が発生し、職員の賃金は安く抑えられます。指定管理者制度を導入し、年数が経つと事業者の言い値で指定管理料を払うようになり、長い目で見れば税金支出の増加につながります。逆にコストを低く見積もれば図書館は官製貧困創出の場となります。図書館をはじめとする文化行政にもっと予算を使ってください。図書館への指定管理者制度導入については、やめていただきたい。	指定管理者制度は、管理・運営の手法であり、行政が有効に活用することで、より市民ニーズに対応した館運営ができると考えております。また、コストについてもモニタリングを行うことで、適切に管理できるものと考えております。また、現状の厳しい財政状況において、限られた資源の中で、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、指定管理者制度の導入を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
98	実際には非正規職員になるので公共性がどれだけ保たれるかが心配です。今いるスタッフを可能な限り残して欲しい。メリットは言われるが、デメリットも明らかにしてほしい。図書館に司書を置いてほしい。絵本の読み聞かせのボランティアをしているが、中立の立場で本を紹介してください（司書）方がいてほしいです。	指定管理者制度導入後も直営館と連携し、公共性を確保してまいります。また、仕様書等により質の高い職員の確保に努めてまいります。また、指定管理者を導入するメリット、デメリットについては、「3管理・運営手法の検討」に記載しております。司書の確保につきましては、指定管理者に求めていくとともに、職員については図書館司書講習などへの派遣研修などを引き続き実施してまいります。	D
99	指定管理者制度導入について、3月に説明会を開き、4月に質問を投げかけ、5月に回答・中間取りまとめを受けたが、ホームページには指定管理者制度が導入される発表がありました。経過を考えると、既に導入が決まっている中、市民に考えを聞いたという既成事実を作ったようにも思えて、気分の悪い印象を受けました。民主主義の最後の砦「知る権利」を守る所、図書館を市は放棄するようなことをして良いのでしょうか。大切な資料、人気があるのが良い本ではなく、読み継がれる良い本を守る人、それを求める市民を大切にしなくて良いのでしょうか。　話合い、意見のやり取りが必要だと思います。 (同趣旨ほか2件)	「中間とりまとめ」につきましては、令和4年1月に策定し、関係団体等に説明を行ってきたところでございます。その意見交換を踏まえ、5月に考え方（案）を公表いたしました。今後も市民との意見交換に努めるとともに、全ての図書館の市民サービスの向上に努めてまいります。	D
100	指定管理者制度に反発を持つのは、今までの例からしてもこのグループ団体の体質がどこまで吟味されているのか、図書館を運営する内容を持っているのか、どうしても利益を重視する傾向が強く、他施設でもどんなにがっかりした結果になっているか、見逃せません。もしだめなら元に戻せますか。また地域（区）によって差が出来るのも、私たち利用者を無視しているようなものです。	他都市施設等の研究を行い、市民サービスの向上が図れると考え指定管理者制度導入の結論に至ったものです。導入後につきましては、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行っていきます。指定管理館と直営館でのモニタリング体制を構築し、市立図書館全体でサービスの向上を図ってまいります。	D
101	図書館に直接かかわる職員が極端に減少することになる。専門職制度のない川崎市では、図書館業務に特化した専門性を持つ職員が育っていない現状の中で、今後直営館として、指定管理者を管理監督できるのか疑問である。また、資料選定等、市が行うとした業務内容が保持できるとは、到底思えない。	指定管理館に隣接した区にモニタリングを行う直営館を置き、中央館的機能を持つ中原図書館が図書館全体のネットワークの取りまとめを行うことで、指定管理者を管理監督する専門性を確保してまいります。資料選定については、これまでの全館の職員で行う集中選定方式を維持してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
102	今回、多摩図書館の管理運営には変更はないとのことでしたが、今後指定管理制度に変更となつた場合でも児童書担当者の配置、また読み聞かせのための種々の支援を以前通り受けられることを希望します。	現状に配慮し、これまで通りの活動支援を行うような体制を継続してまいります。	C
103	利用者の満足が得られる選書は、業務の蓄積が必要です。司書資格のある方が、利用者の求めものを汲み取る必要があります。利用者ニーズを図書館の運営に生かすことができる専門職を配置できる指定管理者を選んでください。人件費を保障し、職員が仕事への使命感が持てるよう行政としてサポートしてください。そのためにもボランティア団体も含めた市民・有識者の第三者委員会(開かれた組織であること)の設置を希望します。	指定管理者制度の導入にあたりましては、仕様書等により専門性を有した職員の確保を行っていきます。指定管理館と直営館でのモニタリング体制を構築し、市立図書館全体でサービスの向上を図ってまいります。指定管理者の選定や評価につきましては外部有識者による民間活用事業者選定評価委員会を行ってまいります。	D
104	「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」としているが、川崎市として具体的に何を行うのか示すべきです。指定管理の図書館では、指定管理業者の館長が責任者であるため、公共性を保てるかに疑問があります。選書研修を指定管理者の職員にも行うのですが、直営の職員が管理・監督するのは、非効率です。指定管理業者の業務を直営館の職員がチェックするなら、指定管理にするより、直営のまま、市の職員が責任を持って運営する方が効率的です。指定管理者制度を導入するメリットがありません。 (同趣旨ほか29件)	公共性の確保のためには選書・蔵書の中立性が必要であることから、選書については、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。また、図書館の従来からの事業サービスを引き続き実施しつつ、多様なニーズに対応していくためには、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制を構築する必要があることから、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な運営を行ってまいります。	D
105	図書館の指定管理者に求める要求水準とは具体的に何ですか。指定管理者が特定されていない中で「専門性の高い人材」をどう確保するのでしょうか。現在、図書館ボランティアが、図書館員と協働で児童サービスにかかわっていますが、指定管理導入後、同様のボランティア活動ができるのでしょうか。ボランティアに対応できる児童サービスの専門スタッフが確保されるのでしょうか。仕様書等に明記されるのでしょうか。専門資格を持った職員でも非正規雇用では、身分が不安定で専門資格に見合う職場が保証されるのでしょうか。 (同趣旨ほか16件)	他都市事例等を参考に、直営館と同程度の図書館司書の有資格者の配置や現状業務の維持などを仕様書等に示し、専門性の高い人材の確保や体制の維持が可能になると考えます。図書館ボランティアの活動につきましては、指定管理制度導入後も直営館と連携し、その活動を引き続き実施できるような体制を構築してまいります。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
106	<p>指定管理者は、一定期間で契約が見直されます。必ずしも続けて同じ業者が指定を受けることは限りません。もし、業者が変わった場合、民間企業の事業内容は、企業秘密として引き継がれません。そうなると、図書館のノウハウも知識も、次の管理者に引き継げません。その点、直営では事業内容や経験の継続、公共性や知識の蓄積が保障されるので、やはり直営が望ましいです。</p> <p>(同趣旨ほか15件)</p>	<p>これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続につきましては、市と指定管理者の職員が常に情報共有や研修等を行うことで継続を図ってまいります。また、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。</p>	D
107	<p>市民の知的財産の管理に指定管理者制度はなじみません。民間による図書館運営では利益がないため、人件費や管理に関わる費用が削減される可能性があります。市民ミュージアムの水害では、どれだけの損失が出たかもわからぬい。地方公共団体が行うべき仕事は、図書館や博物館・資料館の「運営を民間に任せるための選定業務」ではなく、「運営をすること」です。市民がいきいきと生活する川崎市を目指すならば、市の直営で図書館を運営してください。</p>	<p>図書館の適正な運営に必要な人員体制や事業サービスなどについては、仕様書等にきちんと示すことやモニタリングなどにより確保してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D
108	<p>効率を重視する手法は、図書館にはそぐわないと考えます。選書については、長期的な展望が必要な業務です。指定管理館、直営館の連携を上手くとれるようにするための、時間も体制も整っていないのではないかでしょうか。おはなし会は参加人数等の指標を作ると、子どもたちに、図書そのものを手渡していくという、重要な活動が損なわれる恐れがあります。おはなし会は、ボランティアの活動の場ですが、ボランティアが、指定管理事業者の無償の労働力となり得ませんか。おはなし会の意味を、職員とボランティア共に考えていくことができるのでしょうか。</p>	<p>選書につきましては、全館で行う集中選定方式を継続してまいります。指定管理者とボランティア等との連携は、大変重要であると認識しており、導入後も直営館の職員が関わり、ボランティアの皆様の意見を伺いながら、関係を構築してまいります。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
109	<p>中間取りまとめの説明については時間をかけて行いましたが、本案は、中間取りまとめから内容が飛躍していました。本案への説明が丁寧に行われていないまま、パブリックコメントの募集を開始したのは、拙速です。中間取りまとめから本案に至った経過を、利用者に向けて公開し、疑問に応えてください。市民の立場に配慮して、意見募集の前に丁寧な説明会を開いてください。図書館業務の指定管理導入に反対します。1区に1館でなく、どこに住んでいても図書館利用ができるように図書館増設、専門性のある司書配置が必要です。</p> <p>(同趣旨ほか32件)</p>	<p>中間とりまとめにおいて、業務委託の拡充や指定管理者制度など、更なる民間活用を検討することをお示しし、検討を進めた結果、指定管理者制度を導入するとしたところです。中間取りまとめ策定につきましては、議論の途中でございまして、その意見交換の内容につきましては、その時点におきましては、「公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱が生じるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある」と考え、非公開としておりました。今後も条例等に基づき、情報公開を行ってまいります。考え方（案）は、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。現在、図書館の増設は検討しておりませんが、司書の配置は、運営形態にかかわらず資格取得者の確保に努めてまいります。</p>	D
110	<p>直営と指定管理の図書館で、1対1のモニタリング体制を取るとありますが、直営館の職員は、自分の図書館と指定管理の図書館の両方を管理・監督するのですか。そのための職員を増やすのですか。今の図書館は、人員が減らされています。直営の職員が、他区の図書館にまで責任を持つことは不可能です。モニタリング制度を取っている名古屋市では、直営の職員が指定管理者制度導入によって業務が増大し、退職者が相次いでいると報告があります。直営の職員が減ったら、指定管理の図書館を管理・監督することができなくなります。指定管理者制度導入後の他都市の事例から、デメリットを真摯に検証してください。</p> <p>(同趣旨ほか14件)</p>	<p>直営館と指定管理館の1対1のモニタリング体制につきましては、図書館知識の継続や質の確保のため、管理・運営手法の検討及び指定管理者制度の導入形態において検討をしたものでございます。直営館につきましては、自館の運営と指定管理館のモニタリングを通じた管理・監督を行ってまいります。また、本案において必要となる職員体制につきましては、引き続き検討してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
111	<p>川崎市では、専門職の採用を行っていないため、司書の育成が体系的に行われていません。市の職員として司書を採用し、継続して図書館で働き続けられなければ、司書資格を持っていても経験が積めないため、技量は向上しません。専門性の高い職員がいない中で、指定管理の図書館を管理・監督できるでしょうか。健全な図書館運営のためには、専門性の高い職員が継続的に図書館業務に当たり、計画的に司書を育成することが必要です。従って、指定管理者制度を導入することは、川崎市の図書館の将来の発展が望めません。指定管理者制度を導入する前に、まず、川崎市の図書館計画を構築してください。そして司書職の職員を、計画的に育成するシステムを作ってください。</p> <p>(同趣旨ほか29件)</p>	<p>社会状況が変化し、図書館への市民ニーズも多様化する中で、これらの変化に的確に対応していくため、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のため研修事業の再構築を進めていくことをお示ししているところでございます。現在、図書館職員の人材育成としては、初任者に向けた社会教育及び図書館業務に関する基礎的な研修はもとより、図書館におけるOJTを通じた職場における人材育成や、図書館司書講習などへの派遣研修などを実施しています。指定管理者制度導入後は、従来の取組を引き継ぎ実施するとともに、市が実施するレファレンス研修等に指定管理館職員も参加し、市立図書館全館職員の専門性を高めていきます。</p>	D
112	<p>指定管理では「柔軟で弹力的な人員配置ができる」とあるが、具体的にはどのようなことですか。採用形態を多様な非常勤配置を前提にしていませんか。それで安定的、継続的な運営ができるのですか。管理業者が利益を上げるには、収入がないので、人件費を抑えて収益を上げることになるため、指定管理の図書館は、ワーキングプアの温床と言われています。低賃金の労働環境では働き続けることができず、経験を積むことで養われる司書の専門性が向上しないので、サービスの低下を招きます。それでは安定的で継続的な運営はできません。指定管理では、仕事・雇用・賃金等が不安定になり、専門職が辞めていく事例も多い。実際に市民ミュージアムの事例がまさにその典型ではないですか。</p> <p>(同趣旨ほか25件)</p>	<p>現在、市では通常の事務職員が館の運営を行っておりますので、土日、夜間といった時間帯が手薄になる傾向がありますが、民間の自由な勤務形態において柔軟に対応できることを期待しているものでございます。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行つてまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
113	<p>幸・宮前・麻生図書館と5館の分館の指定管理者制度移行の理由に納得できません。指定管理の図書館になったら、直営の図書館と同じサービスができるとは考えられません。施設管理、施設修繕等について、指定管理者には一定の管理権限(裁量)が委ねられているので、トラブルなどへの対応に不安があります。何かあった時の市の責任の所在が不明確にならないか、これにどう対処していくのか、役割分担、リスク分担がきちんとされるのか心配です。他区と同様に直営館として、図書館法に則って運営してください。</p> <p>(同趣旨ほか25件)</p>	<p>指定管理者制度における人員配置については、館長を含め指定管理者が行い、館長が一定の裁量を持って館運営を行います。トラブル等については一義的には館長が行いますが、市の対応が必要な場合は直営館と連携し、対応できる体制を構築します。直営館においてはモニタリングなどを通じて指定管理館の運営を把握し、必要に応じて指導を行うなどしっかりとチェックを行ってまいります。</p>	D
114	<p>図書館法は、図書館の目的が示されている、図書館を規定する個別法です。図書館は、図書館法に則って運営されるべきで、一番優先される法です。図書館法を視点に加えてください。</p> <p>(同趣旨ほか21件)</p>	<p>図書館は、図書館法に基づく施設であり、管理運営手法に関わらず法を順守すべきと認識していることから、図書館法に則った運営について、6(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点に加筆いたします。</p>	A
115	<p>効率的・効果的な管理・運営手法とは、誰のためのものなのか。行政にとっての効率的・効果的であっても、利用者にとって、サービスの低下や不便を招いてはならない。川崎市の図書館運営の目的は、図書館が目標とする、市民への全域サービスを目指すことに変わりはない。それが、効率的・効果的な運営のために減退させられるのは、図書館設置の目標を尊重しないことになる。行政の「効率的・効果的な管理・運営」のために、利用者へのサービスを犠牲にしないで欲しい。</p>	<p>多様な市民ニーズへの対応を行うにあたって、限られた資源を有効に活用しながら効率的・効果的に取組をおこなってまいります。管理運営体制の検討につきましては「今後の市民館・図書館のあり方」に基づくサービス向上が図られるような体制を構築してまいります。</p>	D
116	<p>案には利用者による第三者評価の仕組みの記載がありませんでした。利用者のための改善であるなら、その結果を評価するのは利用者であるべきです。図書館については、直営館が、指定管理館をモニタリングすることになっていますが、モニタリングするのは市民の代表であるべきで、行政が指定管理の業者をモニタリングするとなると、行政側と指定管理業者との癒着やなれ合いが生じることを危惧します。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>指定管理施設のモニタリング等については、市の責任において、行うものです。原則、公開となっている民間活用事業者選定評価委員会は外部有識者の委員会ですが、事業終了後は、毎年、運営の評価を行ってまいります。利用者の意見については、適宜意見を吸い上げ、モニタリングを行い指定管理館が適正に運営されているかの判断の際に、参考にさせていただきます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
117	市職員が新たに取り組む企画とは、図書館法が求める目的の何にあたるものですか。川崎市は、これまで図書館法に則って、市民サービスの充実に努力しています。人口減少などの課題が多いときに、「考え方」で度々示されている「多様なニーズに応える」ことは、図書館法の目的からすれば、資料提供、全域旅游サービス、職員の技量を育てる根幹の目的より優先されることでしょうか。指定管理者制度の導入は、川崎市の図書館を育て、利用者を確実に増やすことにはなりません。指定管理者制度を図書館に導入しないでください。	市職員が取組む企画や新たな取組については、図書館法第3条に規定されている事項について、市民ニーズを踏まえより一層充実を図るものです。これまでの資料提供等図書館の根幹のサービスは引き続きしっかりと実施したうえで、市民の読書ニーズに応えるため幅広いサービス展開を行ってまいります。	D
118	図書館を指定管理者に任せる事には反対です。公的であるという事は、利潤追求の対象にならないという事です。利潤追求してはいけないものを、民間にしては、人間が育ちません。図書に対する専門家を育てる事も大切です。市民の税金で作った図書館、専門司書もいて、自由に学習できる場所も確保できる場所を作ってくれることを望みます。今は、学習するスペースもないくらいです。	指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き市の責任において、図書館運営を行ってまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。	D
119	市民の声をきちんと取り上げて欲しい。「指定管理制度」を導入しなければならないのか。図書館は専門的知識が必要な仕事が多いと思うが、これを営利団体に任せてスムーズな運営が可能だろうか。図書館を利用する市民にとって歓迎できるだろうか。営利目的の団体は自分たちの利益になると思う市民の声しか取り上げないだろう。図書館は貸本屋ではないのだから、人気のある本ばかりではなく、専門書なども充実していることが大切である。指定管理制度では、図書館本来の機能を果たせないため、導入には反対する。	本考え方（案）の公表後、パブリックコメントに合わせ、各種関係団体やボランティア等の市民の皆様にもご説明し、意見交換を行ってまいりました。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。指定管理者制度導入後も、選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関する決定については、市が責任を持って行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
120	図書館には指定管理者制度はなじまない。図書館の指定管理者は、独自に収益を得ることができないため、利益を生むためには人件費の削減が必要になる。結果、非正規職員扱いの司書が増加し、雇用が不安定になる。また利用が増えても職員の負担が増え、低賃金で働く非正規職員は定着しない。非正規で安上がりの指定管理者をあてにするのはやめるべきである。	指定管理者の雇用形態や賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
121	図書館への指定管理者制の導入には反対です。住民に関する情報保護の観点、学校図書館との連携、他の図書館や類似機関・行政部門との連携・協力を進めるためにも市が直営で実施してください。レファレンスなども丁寧に行うと時間がかかります。また地域資料の継続的な収集や、資料保存などの、数値化しづらく重要な業務が、おそろかにされる恐れがあります。	市民の多様なニーズに対応するための管理運営手法として指定管理者制度が適当であると考えております。指定管理者制度の導入につきましては、指定管理者制度導入にあたっての視点（社会教育法に基づく社会教育の振興の継続、選書・蔵書の中立性の確保、効率的・効果的なレファレンスサービスの実施、地域の図書資源を活用した多様な主体との連携等）を持って、管理・運営してまいります。	D
122	「指定管理者制度」は導入に反対です。今の図書館をより充実したものにしてもらいたいが、効率性を求めるために「指定管理者制度」導入というのではありません。地域に根を下ろした図書館はどういうことが求められているのか、図書館が今の社会の中で果たす役割は何かなどについて討論し、市民にもわかる形で提案していく良い機会だと思います。そして、今まで長い間、図書館が培ってきた財産は守ってほしいです。指定管理者制度が導入されると、市の方針でレールが敷かれていいくことになる場合が多いのではないかと心配です。	社会状況が変化し、市民館・図書館への市民ニーズも多様化する中で、これらの変化に的確に対応していくため、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定したところでございますが、限りある人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えられます。また、図書館サービスについては、これまで培ってきたものを確実に維持しつつ、より充実させるよう取り組んでまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
123	直営館と指定管理館をセットにして、モニタリングする体制の構築とありますが、この体制では地区館の特色を生かす図書館づくりはできません。指定管理にしたらこんなことができる先行例をつけていますが、予算と人があれば直営でもできます。また、5年契約の指定管理者制度では、専門性の蓄積ができません。指定管理の図書館で、図書館法に準拠した図書館の展開できるのでしょうか。指定管理者制度は利潤を生みだすことが優先され、衆議院の論議でも、多くは「指定管理は図書館になじまない」とのことでした。また、経費削減どころか、運営経費は上がります。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。しかし限られる人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る柔軟で弾力的な人員体制や指定管理者のノウハウ等を活用した事業サービス面においてメリットがあると考えられます。	D
124	図書館の基本的な役割は資料・情報の提供です。図書館サービスの指標として、入館者数ではなく、貸出点数が適切だと考える。図書館の利用が減少したとあるが、実態をどう分析したのか。図書館の評価は、10年以上経たないと判断できない。指定管理者がサービスを減じた上で管理経費は上げるといった傾向がある中で、指定管理に切り替えるのは正規職員の減員に他ならないだろう。これでは市民へのサービスは十分に展開できない。指定管理制度導入の目的に反する。3館の指定管理化によって、3館合計正規職員24人（15人司書）・非常勤22人はどこへ行くのか。	図書館のサービスの指標として貸出点数や入館者数があり、近年は全国的に減少傾向にあります。直接の要因は特定できませんが、活字離れやICT機器の発達などによる調べもの学習の減少などが考えられます。館の指定管理導入後の職員は市の別部署への異動等、人事施策の下、決定されていきます。	D
125	直営館と指定管理者が1対1のモニタリングといったチェック体制をとることは、非現実的である。指定管理制度は正規の職員が減る。指定管理になったら、サービスが上がると言う説得力に欠ける。指定管理館のサービスは落ちている。指定管理の職員は低賃金で、しかも司書が必ずしも配置されるわけでもない。継続性も心配である。そんなことでサービスは良くならない。指定管理者制度になった図書館が直営に戻ったところもある。指定管理者制度を中止するべきだ。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。しかし限られる人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る柔軟で弾力的な人員体制や指定管理者のノウハウ等を活用した事業サービス面においてメリットがあると考えられます。また、モニタリングについては、そのチェックが有効かつ適切なものとなるよう今後、体制作りについて検討してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
126	市と指定管理者の連携の具体性や根拠を提示していない。直営館がモニタリングの館の選書を点検すると例示しているが、実現可能性が低く、非効率的である。選書は、地域の利用者の要望などを結び付けられる専門職の配置が必要である。指定管理では司書の配置が約束されるわけではない。もし、司書が配置されても他の市の経験を活用できるわけではない。5年で指定管理業者は入れ替わる可能性があるため、ノウハウの継続が難しい。個々の資料の選別ができるまで、10年の経験は必要である。指定管理導入は止めるべきである。	選書については、全館の職員で行う集中選定方式を維持し、最終的な判断は市が行います。また、指定管理館の職員は、図書への知識を持つことを前提としつつ、選定業務を直営館の職員と一緒にを行い、必要に応じて研修を行うなどにより、業務の理解を図ってまいります。また、集中選定の現場でリクエスト本の検討を一緒にを行い、地域の読書ニーズを直営館が把握するとともに、モニタリングを通じて、適切な対応に努めてまいります。	D
127	指定管理では、図書館の専門性が低下し、指定管理館の館長のみが正規職員、あとは契約社員のためワーキングプアの温床である。5年で別の会社に移行する可能性がある。指定管理会社と市の直営館との連携はあり得ない。東京都都の事例では、事実上の命令伝達のみで、連携はされていない。従来の例からも、指定管理の目的にある住民福祉の向上を達成することはできない。社会教育、図書館への導入は見直すべき。	図書館の適正な運営に必要な人員体制や事業サービスなどについては、仕様書等に明示することなどで確保してまいります。また、指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。	D
128	川崎市社会教育委員会議の報告書には、図書館は指定管理者制度には馴染まない、直営であることが望ましいとあります。市は2020年度までは図書館法に基づく「7つの運営理念」を掲げていました。その中に「市民に信頼され、市民が支える図書館」、「川崎として特色ある図書館」、「図書館職員の専門的能力と資質の向上を目指す図書館」という項目があります。そのためには、直営でなければなりません。指定管理制度の導入は馴染まないです。	本市では、7つの運営理念を踏まえ、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定いたしました。その方向性につきましては、館の管理運営体制に関わらず目指すべきものと認識しており、直営でないと達成できないというものではありません。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
129	1区は広さに対し、図書館が少ない中で区を併せた図書館サービス圏という前提の直営館と指定管理館のセットでの運営には反対する。また、指定管理の職員は非正規で、司書資格を問わない条件が多く、低賃金が実態といわれている。契約期間内に同じ人が採用されるとは限らない。こうした職員の実態を市民に明らかにせず、「指定管理になつたら素晴らしいノウハウが使える」という内容は適切ではない。図書館のノウハウを持っている業者は全国的にも少ない。専門性を持った職員が配置されるのは稀である。	本市におきましては、地区館や分館、ほか地域での図書サービス等により、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。図書館の専門性につきましては、市と指定管理者が連携して確保に努めるとともに、職員の専門性につきましては仕様書等で司書資格を要件にする等、確保を図ってまいります。	D
130	直営館が2つの図書館の管理運営を行うことになり、直営館の職員の仕事内容が増えることにならないか。また、指定管理館では、直営館の指示がなければ動けなくなり、スムーズな活動ができないのではないか。すべての図書館を直営にして、独自の運営ができたほうが良い。区毎に抱えている課題も違うため、各区の実情に合わせて動けるようにすべきである。現在でも区にひとつの図書館しかない状況で、区民のニーズに対応できていない状況にあるのに、2つの区を見て、活動を考えると、区民のためのサービスに対応していくことがかえって難しくなるのではないだろうか。	直営館は、館の運営と指定管理館のモニタリング業務を担うことになります。この業務体制については、引き続き検討してまいります。本市におきましては、地区館や分館、ほか地域での図書サービス等により、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。	D
131	「図書を通じた地域作り」について、市と指定管理者が密接に連携できる体制を作ると述べているが、今の市の職員でも十分にできていない地域ニーズや地域読書ボランティアの状況を、指定管理者ができるのだろうか。宮前区では、地域の子どもたちの読書生活を支えることができていない。「こども文化センター」などの子育て機関との連携も必要であるが、図書館と「こども文化センター」が連携して地域の読書活動を進めるには、指定管理者の力ではなく行政に携わる多くの職員の協力が求められる。地域の読書を進めていくために、多くの課題を解決していくかなくてはならない。	地域の図書資源を活用した多様な主体との連携については、地域ニーズの的確な把握や学校・地域ボランティア等の多様な主体と連携しながら取組みを進める必要があることから地域の特色や近似性を踏まえた市と指定管理者が密接に連携できる体制の構築を行います。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
132	指定管理の大きな問題点は、指定期間が定められていること。指定管理者との契約は数年単位となる、契約期間を過ぎると、指定管理者が変わる可能性がある。市が責任をもって指定管理者をモニタリングし、一体となって運営を行うとしているが、具体性がない。「マネジメント、モニタリング」という言葉だけでは、よくわからない。具体的にどのようにするのか、教えてほしい。図書館を利用する市民にとっては、とても心配である。	市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、指定管理者だけではなく、行政もしっかりと蓄積する体制を構築してまいります。	D
133	市職員が培ってきたレファレンス手法や地域特性をどうやって指定管理者に伝え、どのように連携していくのか、具体性がない。レファレンスは、長年の経験が必要である。レクチャーを受けていれば、継承できるものではない。なぜ、指定管理となると、効率的なレファレンスができるのか。市の職員が経験を積み重ねることにより、レファレンスの更なる向上が実現できる。指定管理者よりも市職員の図書館司書の研修や経験の積み重ねこそが重要である。	レファレンスにつきましては、指定管理館にも市がこれまで培ってきたノウハウを引継ぐとともに、中央図書館的機能を持つ中原図書館がレファレンス全体を総括するこれまでと同様の体制を維持してまいります。また、指定管理者職員も市主催のレファレンス研修に参加するなど、知識・経験を積み重ねてまいります。	D
134	現在の選書体制を変えないとすれば、もし指定管理者から、選書について疑義が出され、選書への偏りが出た場合は、どう対処するのか。指定管理とは管理運営を民間事業者に任せることであり、図書館の根幹をなす資料の選定についても指定管理者から運営上の意見が出された場合はどうするか。その点についての確認がないと、市民としては不安である。	公共性の確保のためには選書・蔵書の中立性の確保が必要であり、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。	D
135	市職員は企画、マネジメントや新たな取り組みをするとあるが、直営館では指定管理者と職員は同じ場で働くため、実現は困難だ。指定管理館では、企画は指定管理業者の裁量にまかせると言っているのではないか。直営館の職員が指定管理館の企画を行うのか。指定管理のノウハウを直営館で活かせるのか。直営館の職員が指定管理館のボランティアとの関係を保つことができるか。直営館の職員の業務負担の増大となる。指定管理館の運営については、他区の直営館職員が関わることとなり、地区館としての独立性を失うことが懸念される。住民にとっては分館扱いされたような不公平感がある。	直営館と指定管理館は、連携して業務を行います。直営館は、館の運営と指定管理館のモニタリング業務を担うことになります。この業務体制については、引き続き検討してまいります。市立図書館におきましては、市域全体で図書館ネットワークを構築し、読書サービスの提供を行っているところです。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
136	選書等について館長が責任を持つため、直営館が選書のチェックはできない。5年で次の管理者に変わる可能性もあり、廃棄を含めた蔵書の構築は指定管理者にはできない。選書・蔵書の中立性の確保のために「図書館の自由の宣言」を仕様書等に明記して欲しい。指定管理館は次の指定を受けたいため、図書館の中立性よりも外部からの指摘を優先するのではないか。図書館の指定管理導入の先行例を見る限り、指定管理導入の目的である「住民の利用をより有効、適切に行うことができる」は実現できていない。指定管理導入後、年月が立つとサービスは20～30%低下、逆に指定管理料は上がる。この事実をどう評価したのですか。導入館の傾向について、考え方を示してください。	指定管理者制度導入後におきましても、これまで図書館で培ってきた経験や専門性等を有効に活用し、図書館サービスを向上させていくことが必要と考えております。選書につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定を継続してまいります。他都市においては、様々な先行事例があり管理・運営体制の検討にあたって、参考にしてまいりました。	D
137	図書館は、資料と利用者を結びつけることが大事です。利用者からの質問等を各館が蓄積し、図書館員同士の情報交換や協力で利用者ニーズに応えるものです。図書館の業務は、一般的な効率性で測ることができません。指定管理業者にレファレンサー配置の条件を具体的な仕様書で提示できますか。指定管理を導入するなら、日本図書館協会の認定司書を配置してください。また、各館のレファレンスの質をあげていくには、図書館員同士の日々の連携が必要ではないでしょうか。	レファレンスにつきましては、指定管理館にも市がこれまで培ってきたノウハウを引き継ぐとともに、地区館で対応できない場合は中央図書館的機能を持つ中原図書館が対応するこれまでと同様の体制を維持してまいります。図書館司書の資格取得者の確保につきましては、仕様書等で定めてまいります。	D
138	図書館の本の選定や分類は、専門的が高く、資格を得るために特別に単位を取らなければなりません。選書や分類等の専門性を向上させなければならぬのに、非常勤職員では、不安が残ります。「市民ニーズ」、「中立性」などの名目のもとに流行りの本ばかり導入されて困ります。市民が希望した本は、購入して頂けるのでしょうか。目先の経済性や商業ベースで選書されることは困るのです。民間導入した他市では図書館の質の低下があったとの報道を見たことがあります。	資料選定については、これまでの全館の職員で行う集中選定方式を維持し、市民の皆様のニーズにも的確に対応してまいります。他都市事例を参考に図書館の質の維持に努めてまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
139	文庫は独自の文庫のポリシーの下でやっている。きちんと資料支援でもするのですか。団体貸出は、新たに指定管理館に追わせる。学校開放事業は、しかるべき図書の整備などが必要で、資料費が増え実績が積み上がっている訳でなく、実績もままならない。どういう図書館のコンセプトの下に展開する予定なのか、全く読み取れません。市と指定管理業者が密接に連携できる体制の構築、とありますが、これらの類似施設を支援していくのか、具体的な支援内容も不明、言ってみれば事業者に丸投げですか。それで、どんな実績をあげようとしているのですか。こんな余分な仕事を、きちんと活動していた地区館の仕事にプラスアルファーを加えること事態、指定管理館にとっても負担になり、ただでさえ、少ない職員で活動していた訳ですから、基本的な図書館の事業がおろそかになります。	多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。これまで行ってきた図書館サービスについては、確実に提供しつつ、新たな市民ニーズへの対応を進めてまいります。	D
140	図書館利用者と最も接点がある窓口業務は、利用者の要望を受け止める大事な業務である。窓口業務を委託したことによって、単なる図書の貸出・返却のみの仕事になってしまった。窓口業務でも資料相談できる場所として欲しい。民間業者の方が、図書館運営のノウハウに長けているのだろうか。他都市事例を見ても賑わいの創出に偏ってしまっている。図書館本来の資料の収集・提供・保存の一連の仕事をしっかりと職員があたらなければ、将来的な展望を生み出せないだろう。図書館を指定管理に出すべきではない。	現状、図書館のカウンター業務としては、登録・相談カウンターと貸出・返却カウンターがあり、委託業者と市職員が連携して対応を行っております。これまで行ってきた図書館サービスについては、確実に提供しつつ、新たな市民ニーズへの対応を進めてまいります。選書等につきましては、指定管理館、直営館が一体となりこれまでと同様、全館の職員で行う集中選定方式を継続してまいります。	D
141	指定管理者制度で専門性のある図書館司書などの人員体制の強化や民間ノウハウを活用した事業サービスによる、「市民ニーズ」への対応は必要なことです。しかし、指定管理者に図書館運営を委ねた場合、第3者に乗っ取られる可能性があるため、公共性に対して不安を感じる。	指定管理者制度導入後につきましても、直営館と指定管理館の連携によるモニタリング体制を構築し、公共性を確保してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
142	公共性の担保、培ってきた知識の継続が必要であると記載しているが、この大事な2点を差し置いて、新しいサービスを重視する指定管理者制度を導入する理由がわからない。直営で新しいサービスの展開が難しいのは何故か。現場の図書館司書等へのヒアリングはしたのか。川崎の司書1人当たりの奉仕人口は他都市に比べて多く、また、資料費は少ないので貸出数、予約数は多いため、職員数を増やすべきである。職員数を増やす等の手段を講じても改善されない場合は、指定管理導入も仕方ありませんが、まず直営を考えてください。	社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中で、図書館においてもこれらの変化に的確に対応していくことが求められています。現在の限られた人的資源やノウハウでは、多様なニーズへの対応を行うことの難しさがあります。指定管理者制度の場合には、これらに対応出来る人員体制や事業サービス面においてメリットがあると考えます。検討にあたりましては、現場職員と共に検討を進めてまいりました。	D
143	図書館は児童の心の成長の場となっているが、本案では、効率性を重視しており、子どもへの配慮が見当たらない。図書館のお話会等の児童サービスは、ボランティアが担っているが、本案ではボランティアに対する記載が見当たらない。これが川崎の10年先を見据えた方針とすれば残念です。図書館は全ての人、自分を成長させようとする人すべてに開かれた場所です。ボランティアは、地域資源の一部と位置付けていますが、市にとって図書館ボランティアとは、どのような存在ですか。	社会教育施設は、幅広い世代に向けた学習活動の動機付けやきっかけ作りの推進、また、特に利用率の低い子ども等への利用促進は重要であると考えております。読書の入口として図書館の児童サービスは重要であると認識しております。特に図書館ボランティアは読み聞かせなどで活躍していただいている、児童サービスや読書活動を支える存在として重要であると考えております。	D
144	「概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ」とありますが、川崎の図書館の理念については見当たらないので、理念を教えてください。理念の基にあり方や方向性が決まるものです。図書館の理念があることで、市民として図書館を支える力になる。図書館職員についても同様です。麻生区の市民館・図書館を2026年度に指定管理を導入するとあります。一業者が受けるとのことですが、図書館の理念がなかったら、指定管理事業者も運営に迷いが生じます。市民館の生涯学習的活動と図書館(地域資料)の存在は密接なつながりがあると考えます。市民館が貸室やイベント開催の場にならないためにも図書館の理念をきちんと掲げてほしい。	「今後の市民館・図書館のあり方」においては、基本理念として「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】をめざして」を掲げ今後の図書館の事業サービスを開拓することとしています。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
145	<p>同一の指定管理業者が長期に指定を受ければ、管理監督をする直営の職員よりも知識や経験が豊富になり、直営の職員の管理・監督の責任が果たせなくなります。直営で図書館を運営する能力がなくなってしまいます。それでは、公平性・中立性は保障されません。公共図書館に指定管理者制度を導入することは、公共図書館の喪失に繋がります。川崎市の図書館のために、指定管理者制度の導入は見直すべきです。</p> <p>(同趣旨ほか16件)</p>	<p>指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き責任をもって市が対応してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D

## 6 その他に関するご意見（意見数76件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
146	図書の購入リクエストで、「専門書は購入しない」と言われたが、「資料収集要綱」に違反している。専門書は、県立図書館や国会図書館の役割と聞いた。国会図書館の図書を川崎市立図書館を通じて、利用しようとしたが、他市を利用せざるを得なかった。「図書館の自由に関する宣言」の中の「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関」になって欲しい。	図書の購入リクエストについては、購入や他館から取り寄せる等により対応している所です。川崎市立図書館全館では、限られた予算の下、様々な分野の資料をバランスよく所蔵するよう努めています。また、それぞれの図書館では、国内出版物を中心に、全分野にわたり、基礎的な資料を幅広く資料収集することを原則としつつ、地域図書館として川崎の郷土史など、専門的な資料についても必要に応じて収集しております。川崎市立図書館で所蔵していない専門書などについては、リクエストに応じて、県立図書館や国会図書館から取り寄せも行い、資料提供を行っています。	E
147	図書館の貸出カードをスマホのアプリ化して欲しい。 (同趣旨ほか1件)	令和5年度に図書館システムの更新を予定しており、これに合わせて図書館アプリの導入を検討してまいります。	C
148	中国出身で母国語の本を探すとき、いつも検索が難しい状況です。検索画面の言語欄に中国語を追加して頂きたいです。	現在でも多言語対応として、ホームページの表記を中国語、韓国語、英語に切り替えることができます。	E
149	パブコメをとるに値しない（案）である。再度、作り直し、パブコメをとるに値する（案）ができたら再度パブコメに出すこと。	パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	E
150	予約本が入手しにくい。	図書館として限られた予算を有効に活用し、幅広いタイトルの資料を御提供できるように努めているところでございます。人気のある資料については、予約が集中する事があります。	E
151	本案は、川崎市民のニーズに答えていないのかもしれない。	本考え方については、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の具現化に向けた管理運営手法についてお示しました。市民意見につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」策定にあたりまして、2年間かけて、アンケート形式や未利用者層へも参加を呼び掛けたフォーラムやワークショップにて意見を吸い上げるなど、様々な手法で意見聴取を行い、市民館・図書館へのニーズについてしっかりと把握し、そのうえで「あり方」の策定を行ったものでございます。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
152	学校司書の配置を希望する。	学校司書につきましては、各区に総括学校司書を3名配置して小・中学校、特別支援学校への巡回訪問を行うとともに、小学校70校には学校司書を配置し、高等学校には学校司書、司書事務補助員を配置して、学校図書館の蔵書整理、掲示等の環境整備、選書、授業支援における情報交換、司書教諭への助言等、読書活動の活性化を図っているところです。また、これまで小学校への学校司書の配置により、子どもたちの読書活動が充実し、多くの効果が見られていることから、かわさき教育プラン等に基づき、小学校への全校配置に向けた取組を進めてまいります。	E
153	コロナ後も、返却ポストが24時間使えると有難いです。	現在、各館で備え付けの返却ポストは、一部の館を除き終日御利用いただけるようにしておりますが、今後も継続を検討してまいります。	E
154	本のリクエストがネット上から出来るようになると良い。リクエスト本が図書館に入ったら、メール連絡が来ると良い。	図書館で所蔵していない図書のリクエストは本の内容や提供方法など、カウンターでの確認が必要なため、対面による受付とさせて頂いておりますが、用意ができた場合はメールで連絡しております。	E
155	検索機で子どもの本の場所を探すと、子どもの本がある全本棚で出てくるので場所が分からぬ。本棚単位で表示してほしい。本棚や段数に番号を振ると、探しやすくなる。	図書館で本の検索を行いやすくすることは、市民の読書支援の観点から重要であると認識しております。貴重なご意見につきましては、令和5年度の図書館システム更新時の課題として検討してまいります。	E
156	検索条件に、在書している(今日借りられる)図書館を指定できる機能が追加されると、検索結果が多い時や、急いでいる時に助かる。	所蔵一覧から確認いただけますので、該当の図書館にお問い合わせください。	E
157	返却した日にまた借りられると便利です。現在は別日でないと借りられない。	次の方の予約が入っていない本については一度だけ貸出延長ができます。すでに貸出を延長された本については、返却していただき、別の市民の閲覧に供するよう棚に配架いたします。	E
158	借りた本の履歴が一覧で見られると有難いです。	ご意見につきましては、令和5年度の図書館システム更新時の課題として検討してまいります。	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
159	本返却期限のメールを前日ではなく、数日前に来ると予定調整しやすく有難いです。	メール送信につきましては、様々なご要望がでていますので、ご意見として承ります。	E
160	中原図書館の子どもの本を読み聞かせるドームは声が響いて聞こえづらい。換気を良くし、防音効果があるものをつけると良い。靴箱もあると、出入口で誰かの靴を踏んだり踏まれたりしなくとも出入りしやすくなる。	現在感染症対策のため読み聞かせの部屋の使用については、制限をしていますが、制限の解除時には可能な対応を検討してまいります。	E
161	図書館の非常時の避難経路が分かりづらいです。	避難経路の案内については、よりわかりやすい掲示について検討してまいります。	E
162	これから益々多くなる高齢者も落ち着いて利用できる場所を確保いただきたい。定期的に川崎市在住の、学者、有識者によるミニ講演会を開催していただきたい。	読書環境の充実や講演会実施等のご意見につきましては、今後、検討を行うとともに、指定管理者のノウハウ等を有効に活用してまいります。	C
163	週末個人学習で利用させてもらおうとしても、開館時間の関係で、開始したと思ったらすぐお昼になってしまいます。また、平日終業後に図書を借りに行こうとしても、閉館時間に間に合わないケースが多々生じてしまっています。図書館の利用可能時間を延長してほしい。(開館時間の1時間前倒し、あるいは、閉館時間の1時間延長)	図書館の利用可能時間については、今後の課題として検討してまいります。中原図書館につきましては、平日 21 時まで開館しております。	C
164	個人学習や図書閲覧スペースでの飲食禁止は当然だが、図書館のすぐ外に飲食可能エリアがあると、自分にとって、非常に助かります。また、勉強で頑張っている受験生などがエレベーター前のわずかなスペースで、立ちながら菓子パンを食べながら空腹を満たしている姿は可哀想で見ていられないで、飲食スペースを設立してほしい。	各図書館では原則館内での飲食はお断りしていますが、中原図書館には軽飲食のコーナーを設けております。(現在、感染症予防対策のため休止中)	E
165	障害のある人向けの(案)になっていないので、教育基本法に違反している。作り直して再度、(案)を提出すること。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法等の関係法令を踏まえ、障害のある方を含めた市民ニーズを的確に把握し、その対応を図り、適切に運営してまいります。	D
166	個人の尊厳より、資本家の尊厳が重視した案になっており川崎市の社会教育の趣旨に違反している。このまま進めば市民も議員も行政も教育委員会も民主主義も破綻に向かうことになります。それぞれが個人の尊厳の観点からチェックし、再度作り直し再提出のこと。このままだと、子どもや孫がかわいそうです。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法等の関係法令を踏まえ、市民ニーズを的確に把握し、その対応を図るため、本考え方を作成したものです。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
167	<p>市民館や図書館などの市民と直接にかかわる業務は、職員の「負担」にすぎなかつたのかと、愕然とする思いです。市民館は、区役所に移管され、教育委員会の補助執行という行政システムになっています。これは教育委員会の独立性を喪失させ、行政から独立して市民が学習することを保障する社会教育のあり方を変質させてきました。幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映される、多摩市民館の平和人権講座において市民委員推薦の講師に市民館から反対意見が出されるなどの問題が起きています。教育委員会の独立性、社会教育行政への市民参加において、問題が起こっています。</p>	<p>職員の負担につきましては、館運営を行いながら新たなニーズに対応するため、業務量が増大することについての対応を図る必要性があることをお示ししたものです。現状、市民館の社会教育振興事業は、区への補助執行となっておりますので、今後も区役所と連携しながら教育委員会が責任を持って事業へ関与してまいります。</p>	E
168	<p>「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」が事前に教育委員会および議会で審議される前に、社会教育委員会議で諮問されなかつたのはなぜか。同案が1月25日に教育委員会で審議された際、非公開にて審議された理由はなぜか。教育長によれば「公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがある」とのことですが、公開することが不公正、不適正になる理由は個人的には想定しかねます。</p>	<p>「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、意思決定過程にあるもので、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条3号「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項（指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を適用し、教育委員会での了承を経て、非公開としたものです。</p>	D
169	<p>現在の各区図書館の選書について、専門図書が乏しく、魅力に欠けています。今後は部門ごとに多くの専門家による意見を聞いた上での収集・購入が良いです。郷土資料・川崎ならではの独自の資料等、より一層の充実と売れ筋を優先しすぎて減集、廃棄処分されないようにお願いします。子どもの地域の郷土資料の充実をお願いします。市民の希望者に市民館の講座として大学の授業を聴講できるようにして欲しいです。</p>	<p>指定管理者制度の導入後につきましても、図書館の選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関するこの決定については、引き続き市が行ってまいりますが、御意見については参考とさせていただきます。</p> <p>市民館については、民間事業者の経験や知見を活用し、より魅力ある講座を開催してまいります。</p>	C

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
170	市民館や図書館、教育や医療などは採算ではなく多くの市民が機会均等、平等に利用できることが必要。そこには税金を使う必要を認めます。	市民館や図書館等における生涯学習の提供につきましては、重要なことと認識しております、今後も市民の皆様に幅広く提供してまいります。	D
171	社会教育や生涯学習に携わる者は、自由な企画や発想が必要であり、そのような裁量が必要なことを記載する必要がある。自由な企画を実施するには、継続学習と相当の年数を要する習熟トレーニングが欠かせない。直営であろうと非直営であろうと関係なく、曖昧にしてはいけない観点である。	講座等学習の企画力につきましては、運営形態に係らず、職員にとって重要な事でございますので、現場での経験や研修等を通じて、その能力の向上を図ってまいります。	D
172	市民館での学びは学校教育以外の教育機会に関するものであり、パブリックコメント実施期間中がなぜ1か月と短かったのか、せめて市民への意見を直接聞くような機会、市民館専門部会の委員の意見を直接聞くような機会を設けてほしかったと思います。	パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、実施しております。市民館専門部会については、中間取りまとめの際にも全ての館の専門部会に説明を行っており、今回の考え方についても同様に説明に伺うこととしております。	D
173	「パブリックコメント手続き」の運用結果を見ると「政策等に反映した意見数」はこの10年間でH28年以降最低.0.2%～最高2.5%、それ以前は4%～18%反映した意見数である。大幅な減少の理由を知りたい。良い傾向ではないので在り方を見直してほしい。パブコメに寄せられた意見は、圧倒的にDが多く、市民の意見が受け入れられていないことになる。なぜ、多くの意見がDになるのかわからない。A～Dの基準を示してほしい。市民がこれだけ意見を出すのは施策をより良くしたいと思うからである。 (同趣旨ほか1件)	<p>パブリックコメント結果の公表について、主には次の項目へ各事業課の判断で振り分けを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A：御意見を踏まえ、反映したもの</li> <li>B：御意見の趣旨が案に沿つたものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの</li> <li>C：今後の施策や事業を進めていく中で、参考とするもの</li> <li>D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの</li> <li>E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）</li> </ul> <p>行政計画等政策の策定に当たっては、さまざまな広聴手段により市民の皆様の御意見を適切に反映させるよう努めているところでございます。同制度は、市政への参加の推進と説明責任を果たすことを目的としており、市民の皆様の意見内容を十分考慮して政策等に反映させていくものです。今後も頂いた御意見も参考としながら、適切な制度運用が行われるよう、職員への周知徹底を図ってまいります。</p>	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
174	本当に私たち市民に知ってもらおうという気があるのでしょうか。上から目線で机の上で作り上げた文書で、本気で市民サービスの向上を目指しているという熱意を全く感じません。これを読んでパブリックコメントを6月中に出せというのは、市民の立場に立って考えることをしていないからではないでしょうか。理解できないままでは、多くの人はパブコメを出せません。	本考え方の作成にあたっては、中間とりまとめを作成し、関係団体等に直接ご説明を行い、意見交換を行ってまいりました。そのうえで案作成後パブリックコメントを行うとともに、中間取りまとめ説明団体を中心に再度説明及び意見交換を行っているところでございます。パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	D
175	台風19号で市民ミュージアムは市民の財産の収蔵物が水没しました。川崎市は指定管理から直営にするそうですが、この事件をどう総括していますか。何が問題だったのでしょうか。	市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
176	デジタル技術の運用の中に市民が安心して図書館等を利用できる環境が必要である。たとえば、高津図書館の場合、1Fに「書架」があり、2Fには「閲覧室」があり、誰でも入館し、席を確保して新聞や図書等を閲覧できる。しかし、誰でも利用可能というのは危険な状態であり、自由に入り出し、利用者の利用を妨害する電磁波・超音波を照射して、倦怠感を惹起したり失神させたりする恐れがある。	市立図書館として、市民の安全性を確保し、ICT活用による事業・取組の充実を引き続き進めてまいります。	E
177	本案が、5月末に出され、6月1日からパブリックコメントの募集がありました。パブコメ募集の場所がわかりづらかった。これで、市民の意見を求めると言えますか。「市民の自発的・主体的な参加による社会づくり、地域づくりを求める」なら、はつきり知らせをすべきです。また、この内容の説明は、市民に向けて時間をかけてすべきものではないか。市民が検討に与えられた時間も短い。	市民館・図書館の管理運営の考え方（案）については、各区役所・市民館・図書館施設などで縦覧に供するとともに、市ホームページなどにより所定の期間、広報を行ったところでございます。	E
178	中教審答申を引き合いにだして今後の公民館や図書館の役割を示した上、さらに「市民館・図書館は、館内における社会教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。」との記述がある。社会教育機関における本来の役割が軽視されており、教育基本法等に基づく、権利としての学習保障という目的を尊重していない。個人の自由な学びをさしおいて社会の課題解決を優先すべきではない。 (同趣旨ほか21件)	市民館・図書館につきましては、今まで通り関係法令を遵守してまいります。また、中教審答申では、今後の施設のあり方として、公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を支援するセンター的役割、地域の防災拠点、図書館は他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民ニーズに対応できる情報拠点とありますので、この方向性を踏まえた施設運営を行ってまいります。今後につきましても社会教育施設における学びの提供等、これまで行ってきた基本的役割は引き続き、実施しつつ、新たな市民ニーズへの対応についても行ってまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
179	<p>図書館法で図書館の設置は条例で定めることが規定され、地教行法で管理運営の基本的な事項は教育委員会規則で定めることが規定されている。教育委員会が教育機関である図書館を直接管理運営することと解釈すべきであり、図書館の管理を他の者に行わせることは望ましくない。指定管理の前身の管理委託制度の下では文部（科学）省は、図書館の基幹的な業務については当該制度になじまないという考えであった。指定管理制度は管理委託制度よりも民間事業色が強い制度であり、管理委託になじまない図書館が指定管理制度になじむということはありえない。市民館と図書館の所管を教育委員会から首長部局に移管することを想定しているのか。</p> <p>（同趣旨ほか19件）</p>	<p>市民館・図書館の地域ニーズへの対応の必要性から、その体制づくりとして指定管理者制度を活用することとしたところでございます。また、市民館・図書館の所管につきましては、現状では市長部局に移管することは検討しておりません</p>	D

その他、用語・用字の修正などを行っています。